

令和4年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第5日目

1 招集年月日 令和4年3月17日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月17日 午前9時28分 議長 美馬友子

散会 3月17日 午後3時46分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

4番	仙才守	6番	麻植秀樹
----	-----	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第5号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第2 まで (第5号)

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時28分 開議

○議長（美馬友子君） おはようございます。

昨夜、宮城、福島で震度6強の大きな地震が起きました。亡くなられた方もいるようですので、これからも注意して過ごしていただきたいと願います。これ以上の大きな被害が出ないことを願うばかりでございます。

それでは、ただいまから令和4年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

3月13日、佐那河内村で開催された佐那河内村役場新庁舎落成式に私が出席いたしました。監査委員から、例月出納検査の結果がお手元へ配布のとおり提出されております。御報告しておきます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第2，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可いたします。

10番井出美智子議員の一般質問を許可いたします。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 議長の許可をいただきましたので、ひな会議の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、昨夜の東北での震度6強の地震で被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。そして、今、問題になっているロシアのウクライナ侵略に強く抗議し、一日も早い平和を望むことを表明して質問に入りたいと思います。

まず1番目は、小学校休業等対応助成金を使いやすくという質問でございます。この制度の概要について、教育委員会事務局長にお尋ねします。どのようなものでしょうか。詳しく述べてください。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

小学校休業等対応助成金、制度の概要ということで御質問いただきましたので御答弁申し上げます。

こちらの制度でございますが、小学校等の臨時休業等に伴い子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給の休暇を取得させた事業主に対して日額9,000円、また緊急事態宣言の対象区域、または、まん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある企業につきましては1万5,000円を上限としまして、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度ということになっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 対象となる保護者は、誰になるわけでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 対象となる保護者でございます。親権者、また未成年の後見人のほか、里親、祖父母などのその他の方が対象となります。

また、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子供の世話を一時的に補助する親族も含みます。なお、この場合には、業種、職種を問わず事業主に雇用される労働者の方が対象となります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 祖父母以外にも、実際に子供を見る場合は対象になるということでした。では、この制度は、周知は、どのようにするのか具体的にお考えでしょうか。お答えください。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） この制度の周知でございます。この制度でございますが、令和2年6月を初めとしまして、これまで5回、この制度御案内を教育委員会のほうへいただいております。労働局からでございます。教育委員会としましては、各小学校を通じまして、保護者の方に紙による関係書類の配布や学校のホームページで周知を行っております。

また、これ、それぞれ5回ということなのですが、それぞれちょっと当然締切りがありまして、その都度都度、募集ということでしたが、最新の御案内、締切りが今月末までとなっております。

仮にこの制度が継続されるようでしたら、引き続き学校を通じた周知等、なお方法

等を検討しながら周知を強化したいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 5回ほど周知をしたということでしたが、先日も話を聞いておりますと、子供が交代で保育所を休まなければならなくなって、お母さんがシングルで、おばあちゃんも働いているので、もう有給が取れなくて大変だという話を聞きました。だから十分、この制度が活用されてない実態があるということを感じました。

これは、2月2日の新聞記事の報告なんですけど、労働局が一体どのように申請して、企業はどのように対応をしたかっていうことで国会で質問をしているようなんですけども、企業から申請や協力を断られて活用できない事例がたくさん起きているそうです。その場合、労働局が企業に働きかけるわけですが、個人申請はできるってホームページにも書いてありますが、事業主が休業と認めて協力しなければ支給されない制度になっているそうです。

1,010件中、協力や検討は検討するという答えが、労働局の調査で、約9割が協力や検討を考えているという回答があったそうですが、残り1割は全く回答がなかったわけです。非正規雇用の一人親だった場合に深刻な問題となります。多分9割ってというのは、正規の労働をしている人で、きちっとした会社。でもシングルの場合は、小さな事業主で、非正規の場合ですから、一番助けなければならないところに、この制度が十分活用されてない実態があるのではないかと心配しております。

事業主の協力がなくても、助成金が支給されるようにできるのかということですが、それは可能なのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい。この件につきまして、今、議員おっしゃられたように、事業主のほうがちよっと労働局からの働きかけに応じていただけない場合に、労働者の方から直接申請の対象となることで、制度のほうを私のほうも確認しております。

また、申請書の作成に対して、事業主の協力が得られない場合は、労働者から労働局に申請を提出し、その申請書に対して、今度、労働局から事業主に確認を行うこと

が可能ということで、制度的には、そういったところのバックアップなされてるのかなと思います。

ただ現実と、今、議員さんおっしゃったような事例もあるということで、実はこの件に関しまして、私も先日労働局にちょっと連絡させていただきました。今、おっしゃったように、確かに、すぐちょっとなかなか応じてもらえないところあるということだったんですが、やっぱりそういった事業の情報っていうのも、なかなかこちらにはちょっといただけないかなというところと、難しい面もあるんですけどもね。

労働局の結論から言ったら、引き続きできることはちょっと協力またお願いするかも分かりませんのでということで、話終わっております。なかなかこれ協力がなくて最終支払い云々というの、なかなかうちでは言えないんですが、引き続き労働局と連携しながら、制度が活用できるように教育委員会としてしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 今、局長がお答えいただきました。これはホームページから引っ張ってきた文章です。会社が対応してくれなかったとしても、休業支援金制度を活用し、個人申請が可能という項目がありました。休みが必要になった労働者へ、全額支給の有給休暇を取得させた事業者へ支給される助成金。労働者が個人申請できるようになりましたとありますが、実際は、労働局が事業者に働きかけても、事業者が手続をしなければ支給されない現実があるわけです。

制度を使いやすくするっていうことを、ここでは町や教育委員会は、事業主へ協力を求める通知を出したらどうかと言ってますけども、こういうことは可能なのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 先ほどのちょっと答弁とかぶるかも分かりませんが、先ほどちょっと私のほうからこの件に関しまして労働局に確認をしました。それで労働局からは、各事業所に労働局のホームページの掲載や、また実施されますセミナー、こちらの実施時に、主だった事業所へのチラシの配布、またちょっと昨今のコロナの状況を考慮して、電話による連絡などで各事業所をお願いをしてるといところで聞いております。

ちょっと先ほど出た労働局，そういったところをしておりますが，なかなか応じていただけない事業所もあるように聞いております。ただ，そういった情報を，教育委員会のほうへちょっと情報としていただくっていうのは，ちょっとなかなかかなというところで，労働局のお話では，周知等で引き続き教育委員会と連携しながら，なお，対応で教育委員会としても対応できそうなものにつきましては，是非協力をお願いしたいというところでお話をいただいております。そういったところでちょっと具体的なものはないんですが，そういった状況ということで答弁とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） やっぱり必要な保育が提供される体制をちゃんとつくる必要があると思うわけです。

例えば，休めない場合の子供を保育する体制を町が取るということはできるんでしょうか。町長は，どのようにお考えでしょうか。事業主への協力を求めるっていうことは，今，局長のお話ではなかなか労働局と連携を取るというだけの答弁にとどまったわけです。町長はこの必要な保育を提供する体制を，どういうふうにとっていくかっていうことを，どのようにお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 通告にあった質問からそういったものがなかったんで，今，戸惑っているところではございますが，いわゆるコロナの陽性になっているお子さんを保育というようなことにつながっていくのかなと。ちょっと非常に，その辺りは，それを行政のほうで取るというのは難しいんじゃないかなと。それより，保育なりの施設で見れないというような状態になったときの，その保護者，世話をする保護者に対する，こういった支援というのを強めていくというのが行政の役割でなかろうかというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） さすが町長，必要なところに必要な支援を強めていくという答弁はいただきました。

国に対しても具体的に事業主が対応しなくても，きちんと支援が行き届くように制度をもっと拡充してほしいっていうことを町長として上げていくことはできますか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） こういった問題が多く出てくるというようなことがあれば、機会があれば、そういったことについて要請もしていきたいと思えますし、また町村会なりの、今の寄り合いの会議の場でといったところの困っている方の保護者に向けての支援策という要請をかけていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 困っている人に支援を強めて国へも働きかけていくという答弁をいただきました。

次に参ります。平石山鉦山安全対策をということで質問をいたします。去年の地震による崩落後の国や県の対応はどうなっているのかということをお尋ねします。目撃証言が相次いでいるのに、ホームページには、大規模な崩落の兆候は見受けられないとの国の報告に町民は納得していません。建設課長にお尋ねしますが、12月3日の地震以降、町は、どのように対応したのか、時系列で詳しく報告してください。お願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） おはようございます。

平石山鉦山対応についてということで報告をさせていただきます。

まず、令和3年12月3日に、紀伊水道で地震が発生したということでございます。その後ですけれども、土煙等の情報を受けまして、12月6日でございますけれども、住民課長と私が対岸から現地のほうを確認をいたしております。その際、双眼鏡等で鉦山内を観察をいたしておりますけれども、特に、異変等は確認できておりませんでした。

それから正午ですけれども、国や県に土煙の情報等を、速報を受けて、情報提供、速報を出しております。

それから午後になりますけれども、詳細な内容といたしまして、地震直後、石原住宅東側の農地から見た情報として、平石山鉦山の中央部からの土煙との情報を国等に再度電話連絡をいたしております。

それから12月9日でございますけれども、国が平石山鉦山の現地検査を実施をいた



しております。その後、12月17日ですけれども、国からメールで、平石山鉦山の12月9日の検査結果について、概要ですけれども、採水、採土の分析結果以外についての概要報告を受けております。

それから令和4年に入りまして、1月4日ですけれども、石原地区の住民が来庁されまして、地震当日、果樹園で作業中、対岸鉦山の上部からザアッという音とともに崩れたと。土煙もあったというような報告を受けております。

それから1月7日ですけれども、熟尽会議で今説明したような内容を報告を一定しておるところでございます。

それから1月11日ですけれども、1月4日の住民情報を国等に伝達をしておるところでございます。その後、同日ですけれども、国からは検査結果の採水、採土の分析結果について問題がない旨の報告を受けております。

それから1月27日ですけれども、国からの情報提供を受け、検査結果を町のホームページで公開をいたしております。

それで2月4日には、ここに書かれた3名が平石山鉦山を現地確認し、異常は確認されていないということを伺っております。

以上が地震対応についての報告とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 県はどうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おはようございます。

徳島県では、監視員が定期的に監視を行っており、12月3日の地震発生からこちらでは5回監視を行ったと聞いております。いずれも異常は見られないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 町民は異常は見られないっていうけれども、再調査をしてほしいっていう要望が強くあります。それで、もう一回、ドローンで撮影した画像ですが御覧ください。目撃証言が先ほど建設課長からも報告されましたが、ザアッという音とともに大量の土砂が落ちた。これは向かいの山で、ミカン取り中です。地震

発生とともに上部から石がごろごろと転がり落ち、土煙が上がったっていうのはローソン東の畑でミカン取り中の目撃証言です。崩落の白い跡で下には土砂がたまっている。ちょっと画像が悪いので見えにくいんですが、もうちょっとはっきりした画像だったら分かります。

これは2019年の撮影した崩落前の写真です。これが崩落箇所です、2021年の12月11日に川側から撮影した画像です。

四国経産局は、先ほど建設課長も言うておりましたが、現地調査したけども崩落は確認できなかったということでしたけれども、町民が目撃証言もあって、このように崩落しているのに崩落は確認できなかったと言うこと自体が不信感を覚えているそうです。

この残壁の崩落は、どうして崩落したのかということ町民が考えた結果を、ここに書いてあります。無茶な掘削が原因で残壁が崩落したのではないかということで。でもそれに対して、経産局は、掘削は法律の基準に合っていると、掘削現場を確認するけれども、そのやり方をずっと認めてきたわけですね。これは2004年と2008年とか、2回崩落していることを言っているんですけども、小竹地区っていうのは徳島市の小竹の実際に被害を受けた住民の証言ですが、シキミ畑が崩された後、これ以上掘削はしないでほしいと業者に言ったんですけども、発破をかけて掘削を続けたそうです。その結果、残壁の上部は、90度近い切り立った残壁になっております。

ここの掘削のやり方としては、ベンチカット工法とって、対岸の加藤、長柱鉦山のように段々にすべき、段々が残っておらなければならないのに、このように90度近い切り立った残壁になっています。

これは今山の前区長さんが、土木の専門家なのでイメージ図として書いてもらいました。黒い実線は、開水路とって1メートル幅のコンクリート。それから点線が暗渠で、26万立方メートルの砂を積んだら、こういうイメージになるという図です。ここに、もし2メートル角の岩石が落ちたとすると、20トンになります。それが100メートルの上部から、土を積み上げたところに落ちたとすると、すさまじい破壊力となることが想像できます。

記憶に新しい熱海の土石流災害は、盛土は7万立方メートルでした。平石山鉦山はこの4倍の26万立方メートルです。

この地形を御覧ください。一番川幅が狭い、すぐ横に土砂を積むわけです。

2019年10月には、野上町長が経産局へ申入れをしております。住民の安全が担保されなければ反対せざるを得ない。流域住民の反対署名は4,700名。請願として提出したのは4,400名ですが、まだ300名の署名がありました。署名は一旦やまっておりますが、心配の声は変わらずあるわけです。大量の建設残土搬入の中止、現計画の凍結を求める意見書として勝浦町議会も可決しております。

土砂が流れ込み、災害が起きた場合、国は責任を持てるのかということの質問に、経産局は、災害が起きないように業者を指導していくとしか言いようがないと答弁しました。じゃ、災害が起これば誰が補償をするという質問に対しては、鉱業権者が賠償する。国は補償しないという答弁でした。しかし、一度盛土された大量の土砂は、永久的に存在します。子や孫の代まで、一民間業者が補償できるのかということで町民は不安を覚えているわけです。

町に求められるのは、町民の安心安全の確保です。昨夜も震度6強の地震が東北で起きましたけれども、東南海地震がいつ来るか分からない勝浦町でも、震度3での崩落はあの程度で済みましたが、もし震度6強、7の地震が来た場合に、あそこがどうなるのか、積み上げた土砂もどうなるのかとみんな心配をしています。

それからもう一点ですが、積み上げる土砂、議会への盛土の設計した人の一番最初に言ったことは、積み上げ方の方法も大事だけれども、土の性質も大事だということを確認言っておりました。しっかりと固められる土でなければならぬということも設計者も言っておりました。

しかし、四電の津田バイオマス工事、4,000立方メートル搬入が予定されていて、私が止めたということで、止めてないんですけども私は。会社が自主的に、そういう問題があるところには入れないことにするという判断をしてくれただけで、全く関わっていない筋違いの訴えで裁判をしておりますが、実際に新しい高速道路の津田までの道を通ったときに、橋の上から見た場面は、四電の津田バイオマス工事、それからその北側の国土交通省の沖洲先の道路工事で出た土砂は、5,980立方メートルを平石山に搬入するという申請が県に出されておりましたが、これは、完璧に海の中の工事で出た土砂が平石山に搬入されるということです。

岩盤の上で砂が固められるのかと町民は心配しております。この件に関して、町長

は引き続き、どのように取り組むのかお答えください。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） いろいろあったんでなかなかあれですが、こういった事業者の土砂搬入に対しての、定期的に国において管理指導を行う、工法等については国がそういったことについて管理指導を行うと。また土砂等の内容、質等については県において管理を行うというふうに聞いております。

町としては、こういったことをしっかりした施工管理を国、また土砂等の内容についてのことについては県に確認をする。また、説明を求めていくということで続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） この海の中の工事が出た土砂の性質で、平石山鉦山に積み上げることが妥当かどうかという確認は、もう一度県に問合せをしていただくという確認を取っていいですか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） そういったことが今まで進めてきた工法で、それに土の質が合っているかどうかという確認は、町から確認したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） どうぞよろしく願いいたします。

線状降水帯が来たら砂は心配だ、それから大地震が起きたら残壁がもっと崩れるのではないか。請願渡して終わりではなくて、町民の安心安全を守り続ける責任が、町も、議会もあると思います。引き続き町民の安心安全確保のために皆さんとともに頑張っていきたいと思います。

次に移ります。ミカン作りの振興をということで、必要とされる補助事業を手厚くと書いてありますが、今回、勝浦町は本当に農業支援の施策が、町単の施策が手厚くてみんな感謝しております。しかし、実際に使おうとしたら、なかなか難しい補助実態があるので、どうかしてほしいという声を受けて、このように具体的に聞かせてもらいます。

労力軽減支援事業、10分の3の補助で、セイロ昇降機を注文したけれども、採算が合わないので作るのをやめようと思うっていう業者の声でした。それから小規模苗木購入補助事業、1本当たり1,000円上限とする2分の1で上限額が15万円ですが、去年の寒害で、ミカンの木が本当に多く枯れて、植え替えする必要が今年は例年になく多くあったわけです。それでも補助金の枠が例年どおりだったので、例年だったらその枠で大丈夫だったんだらうけれども、改植の申請が増えて、これが通らなかった人が本当に多いわけです。どうにかしてほしいという声が各議員のところに届いているということも聞いております。

まず、具体的に、セイロ昇降機ですが、これまでのセイロ昇降機の補助の実績はどのようなものかお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、これまでの実績ということでございますが、平成27年度から、この今年、令和3年度までの7年間でございます。21件の申請がございました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 1台につき補助額はどの程度でしたか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 補助額につきましては、事業費、いわゆる購入額の10分の3以内で上限50万円としております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 業者に聞くと、たしか補助金が10万円までしか出なくて、何か赤字になるって言うんです、注文した人が言うには。今年、年寄ってきてセイロを上げるのが重たいので、改めて注文しようとする、もうやめようと思うって言われましたっていうことで。どうかならないかっていうことで業者に電話すると、1つの、1台のためにアルミの加工をする経費は、考えると、今の予算ではなかなか難しいって言うんです。具体的に業者に、どのようにしたら作ってもらえるのかっていうことを聞いてほしいんですが、業者の要望っていうのは聞いたことありますか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 業者のほうにも問合せといたしますか、お伺いさせていただいて、ちょっと意見を聞いたところでございますけれども、おっしゃられましたように、受注制作によりまして作っておるんですけれども、コストが高く、複数台の注文といたしますか、そういった形があれば採算が合うんですけれども、製造費も抑えることができるんですけれどもという御意見、それから補助が大きければ利用者の負担も少なく済むのではないかといたしてお話を伺っております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 利用者の要望は最近はないわけですか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 直接的にお受けしたことは最近ございませんけれども、過去に、従来、平成31年までは補助率が2分の1でございまして、それからそちらのほうも検討させていただいて、今、現在は、10分の3の補助ということで若干下がっておるんですけれども、上限額は引き上げておりますが、そういったことで声としましては、引き上げていただきたいというような声を耳にしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） セイロ昇降機については、上限額を実態に合わせて引き下げて、補助率を上げるっていうことは可能なんでしょうか。実際に作ってもらって、生産者が利用できる制度に具体的に改善する必要があると思うので、この改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 労力軽減などの事業でありますけれども、昇降機に限らず、メニューとしまして、他にも機械類があるんですけれども、従来、一部半額補助としておった経過はございます。この事業につきましては、毎年度、内容について活用状況、それから利用件数などを精査の上、見直しておるんですけれども、令和2年度から、事業費用を10分の3以内にし、上限額を20万円から50万円に引き上げておるところでございまして、4年度以降、この事業につきましては、そういった御意見もあるということで調査させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 労力軽減事業は、上限50万円で補助率10分の3にして、セイロ昇降機は、具体的に上限を引き下げて補助率を上げるっていうことを検討していただきたいと思います。大丈夫でしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） また、他の機器類も含めまして検討させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 改善されると確信しましたので、次に参りたいと思います。

先ほども述べましたが、令和3年は寒波による被害で、ミカンの木が多く傷みました。今年は苗木が足りなくなるくらい改植が増えています。今、どんどん苗木を植えているわけですが、補助がもらえなくても、みんな、当然、例年のように考えて、何か聞いたところによると、待っててくれって言うて待ってたら杵がいっぱいになって申込みできなかったという不公平感がすごく強いので、今年は、令和3年度の分の改植については、年度を超えて補助をしたらどうかということですが可能でしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、本年度の、この苗木の補助で見えますと、昨年度の申請件数からは約倍増いたしております。そういうことからでも、当初予算杵を大幅に超過するといったところでございます。昨年度までは、全員受付をしておりますが、JAのほうから町のほうに今年から補助の受付の窓口を変更させていただいておるんですけども、これにつきましては、窓口が変わるということで、7月から10月にかけて町民の皆様には町広報誌等を通じまして、再三にわたり周知をさせていただきました。

機械類等の購入につきましては、可能ならば4年度に遅らせて、次年度の新年度予算でお願いをしてきたところなんですけれども、この苗木に関しましては、植付け準

備等々で、今年の春に植えなければならないということは十分に承知をしておるところでございます。

しかしながら、主に年明けの1月以降の申請者につきましては、予算枠、いわゆる超過事情を丁寧に説明をさせていただきまして、お断りしたという方が多数ございます。それから、さらには再申請を受け付けるとなった場合には、年度をまたがると、議員おっしゃっていただいたように、次年度で分割することもあるんですが、年度をまたがるということで一旦区切りをつけて、今年度につきましては御了承を、住民の方には大変恐縮なんですけれども、御了承いただきたいというふうなことで丁寧に説明をさせていただいております。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 丁寧に説明していただいて、お金がないっていうので仕方ないなって、みんな諦めたというか、納得はしてないわけですよ。ミカンを町の基幹産業として手厚くやっているわけです。一番大事な苗木を植えるということに関して、今年度の予算が足りないから申請を断ってっていうところに、私は問題があったのではないかと考えております。断った人に対しても、どんどん苗木を植えてください、ミカンをしっかり作ってくださいと言うのであれば、もう一回考え直す必要があるのではないかと思います、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 苗木のこのことについては、もう少し前から議員等おっしゃっていたということで既に知ってはあったことなんです、今回、農業振興課のほうにも確認して、十分な年度当初から周知はできていたかどうかというようなことも確認しました。そういった上で、苗木購入の申請については、早くしてくださいというようなことで、農家の方にも周知ができていたというところで、もうそれならば今の当初の予算の範囲内で、今年度、町の単独事業はやっていけるというようなことで確認したところでございます。そういった面から、やはり行政としまして、会計の年度間原則というものがございますので、今回については、今、農業振興課長が申し上げましたとおり、補助については、また次年度から十分な補助額と、また補助内容というようなのを検討してやっていくということで御理解いただけたいうふうに思います。

以上でございます。



○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 今の町長の答弁の中で、周知を十分にできていたという答弁でございましたが、十分に周知ができていたのであれば、こういう事態は起きなかったのではないかと思います。

それから、町民の側に問題があったというふうには受け取るわけですが、やっぱり非常に残念な答弁だと思います。苗木に関しては、年度を超えての補助を重ねてお願いして、次の質問に移りたいと思います。納得はしておりません。

ゲノム編集トマトの配布についてお尋ねします。ゲノム編集トマトとは、どういうものかお答えください。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、ゲノム編集という言葉でございますけれども、近年出てまいりました言葉でございます。簡単に言えば、品種改良の手段の一つでございます。この品種改良とは、遺伝子の配列を変えることとも言えますけれども、大きく分けると、突然変異を利用するもの、それから別の品種を交配させるというもの、それから外から新しい遺伝子を持ってくるといふ、いわゆる遺伝子の組換えといふ3つの方法がございます。その中で、このゲノム編集というのは、このうちの突然変異を利用する方法に当たります。本来、突然変異とは、自然の放射線や紫外線により、遺伝子はその配列を変えることを言いますが、酵素により特定の遺伝子を切断することで、その遺伝子を変化させることをゲノム編集というものでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 今までは遺伝子組換え食品で、大豆は、豆腐には必ず遺伝子組換え大豆でないという表示の確認して買うようにしてありますが、遺伝子組換えとどう違うのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） さっきちょっと申し述べたのとかぶりますが、このゲノム編集というのは、遺伝子の組換えと違うところと言えば、突然変異を利用するということで、例えば、スダチを例にとりますと、木になつて実の中で、この枝になつて実が白くなつておるとか、種が入つてないとか、そういった現象が起こ

るわけなんですけれども、そういったところを取ってきてといたしますか、そういった工法になるわけなんですけれども、これが放射線とか、紫外線の影響によって、そういった突然変異が起こるといことでございます。遺伝子組換えは、新しい遺伝子を持ってくるというところで、その違いがあらうかと思えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 先進国では、このゲノム編集について、どのような対応を取っているのか実情は御存じでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 先進国ということでございますけれども、EU諸国では、2018年7月に、欧州司法裁判所が、このゲノム編集は、遺伝子組換えと同じ規制を受けるものとして裁定をされまして、我が国にもなるんですけれども、厚生労働省でも、自然界や従来品種改良では起こり得るような遺伝子変異が生じているものは、安全性も、それは同程度であると考え、厚労省も安全性の審査は必要ないと決めておるところでございます。すいません、ちょっと答えになってないですかね。

以上です。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 一番、分かりやすいのをネットで一生懸命探したんです。よく分からなかったんですけれども、遺伝子組換え食品っていうのは遺伝子を入れるそうです。これは安全性の審査があつて、義務だそうです。ゲノム編集食品っていうのは、遺伝子を切るそうです。さっき課長が、酵素を使って遺伝子を切るって言っていましたけれども。日本では安全性の審査が不要となっているそうです。EUでは、遺伝子組換えと同じ規制を受けるっていうふうな判断があつたそうですが、日本は安全性の審査不要ということになっているそうです。

ゲノム編集されたトマトの種苗配布が、既に去年の5月から始まっているそうですが勝浦町はどうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 結論から申しますと、勝浦町には入ってきてないというふうには聞いております。また、入ってきて、受け取りもしないような方向で

考えておるんですけれども。これらのトマトの種苗配布であります。出どころとい  
いますか、サナテックシード株式会社というところから開発されて、昨年の10月からオ  
ンラインショップ等で家庭菜園向けに種苗が販売されておるようなんですけれども、  
こちらに問い合わせしてみましたところ、販売された地域、数量については、ちょっとお  
答えすることができないということで回答があったわけなんですけれども。具体的に  
ちょっと勝浦町のほうに出回っておるかどうかというのは、最終的には確認はできて  
おりません。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） もう一度、遺伝子組換え食品とゲノム編集食品について  
ネットの情報にしかすぎないわけですが、遺伝子組換え食品は、人間に害を及ぼすこ  
とがないか国の安全性審査を受けることが義務づけられています。企業は、成分解析  
や動物実験などを行い、アレルギーの原因物質や発がん性物質などが新たに生み出さ  
れていないことを確認する必要があるわけです。そのデータを国の安全審査委員会に  
提出して、厳格な審査を受けた上で許可を得る必要があるわけです。

では、ゲノム編集食品についてはどうかと言いますと、ゲノム編集は、食品表示制  
度がないので、種苗を販売し食品となって流通した場合でも問題にならないって、表  
示義務がないので、消費者としてはゲノム編集かどうか選べないわけです。食品表示  
がないので、消費者は知らない間に、そうして遺伝子操作された食品を食べてしま  
うことになりかねない心配があるわけです。

先ほど課長は、町内への受け取りとか配布はしない予定ですってというお答えをいた  
だいたので安心をしておりますが、北海道の14自治体、香川県三木町、静岡県富士市、  
富士宮市などが苗を受け取らない方針を示しているそうです。これは、筑波大学が、  
先ほど課長が言ってくれた会社と共同で商品化して、GABAっていう高血圧に効く  
機能を持ったシシリアンルージュトマトという苗を、全国の福祉施設とか、教育機関  
に無料で栽培キットを提供して広めることを進めているそうです。

このように、まだ安全性が確認できていない状況で、全国でも受け取りを拒否して  
いる自治体とか団体が多いそうです。そういった遺伝子組換えトマトの、このシシリ  
アンルージュトマトっていうのを、昔からの苗で作っている栽培農家は、このゲノム

編集トマトが出回ることに不安を覚えて、従来の、このシシリアンルージュのトマトを作ることを断念した農家もあると聞いております。

是非とも安全が確認されない限り、町内への配布を見送ってほしいと思います。町長にこのことを確認したいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 町のほうにも、こういった要請も受けまして、それに教育委員会のほうでは、学校のほうで、もしそういったことがあれば受け取らないというような回答をさせていただいたと伺っております。また、福祉施設等については、もう民間ではございますので、町として、指示等については控えるところではございますが、今後、そういった町民の実際の健康や、また農業保護というような情報について、はっきりした情報が入ってくるまでについては控えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 安心しました。どうぞそのようによろしく願いいたします。

ひな会議の質問は、これで終わりたいと思いますが、苗木の補助に関しては引き続き検討をよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、10番井出美智子議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。10時50分から再開いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

1番、花房勝一議員の一般質問を許可いたします。花房議員。

○1番（花房勝一君） よろしく申し上げます。

議長の許可をいただきましたので、1番議員花房、令和4年ひな会議での一般質問をさせていただきます。

その前に一言この場をお借りしまして、ロシアのウクライナ攻撃侵攻に対して強く

抗議を訴えさせていただき、1日でも早くロシア軍の完全撤退を強く求めさせていただきます。

また昨夜の東北の地震でお亡くなりになられた方の御冥福と、被害に遭われた方の1日でも早い復興をお祈り申し上げさせていただきます。

それでは、早速ですが、一般質問に移らせていただきます。

今回は5つの項目について質問させていただきますので、理事者の皆さんにおかれましては分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは1番目の質問といたしまして、かんきつテラスオフィスかつうらについてというところから始めさせていただきます。

これは今年の1月15日の徳島新聞の記事でございます。町長選を前に、勝浦町の課題として取り上げてくれております。自分もまさに本町の課題の1つであると思っております。

まずは、オレンジファクトリーについてですが、2020年10月よりお試し期間を経て、2021年4月より、K-F r i e n d s に指定管理を委託し、本格的にオープンいたしました。

1年がたちまして、このたび大きく方向転換となるようですが、これまでの実績はどうであったか、お願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まずオレンジファクトリーの開始地でございますけれども、まず当初はどういったものが作れるか、それから、広く住民の皆さんに試作してもらおうということを主眼において使っていただきました。

今回、この試作施設としての一定期間、1年というちょっと期間、1年試行期間がありまして、もう少しで2年余りになるんですが、活用を経まして、利用者から販売できる施設にしてほしいという要望を受けまして、4年度からワンステップアップをさせたいと、このように思っております。

実績ですけれども、昨年度の1年間で見てみますと、ファクトリーの場合は件数、利用件数が58件で、約、延べ人数につきましては129件でございます。

それから、オフィスかつうらのコワーキングスペースでございますけれども、こちらにつきましては、利用件数が5件で、延べ人数が12名というふうになってございま

す。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 延べ人数58件、129人、またオフィスかつうらが5件で10名という、ファクトリーのほうに関しましては58件、129人が多いのか少ないのか、ちょっと微妙な人数なのかなと思います。

ここら辺もあり、また利用者から販売できる施設にしてほしいという強い要望があったということでもありますので、このたび方向転換ということになりますが、また、理由の中の1つとして、これ委員会で説明いただいたんですが、同じタイミングで、食品衛生法の改正による営業許可条件緩和という追い風もあったということをお聞きしております。

今までの施設の運営方法ではできなかったことということなんですけど、この特に食品衛生法の営業許可緩和条件というのは具体的にどのようなものかをお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 衛生法の緩和条件ということでございますけれども、この食品衛生法の改正前は、営業施設の基準を県条例で定めておるんですけれども、施設は当該営業専用のものであるという記載がありまして、従来は1施設で1許可というふうな、対象物に応じた取扱いがされておりました。今回の改正によりまして、この営業施設の基準が厚生労働省で定める基準の例によると、改められまして、これによりまして実質1施設で複数の許可を取ることが可能となったわけでございます。

簡単にちょっと説明させていただきますと、例えば、Aさんが総菜を作るという許可を取りましたら、後、従来であれば続いて取ることができなかったんですけれども、今回の改正によりまして、Bさん、Cさんも総菜を作るということが許可を取れるというふうな改正でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） はい、大変よく分かる説明でした。

この前もそのことについて少し説明していただいたんではありますが、このAさん、Bさん、Cさんという話ですけど、許可が下りるのが5件ぐらいではなからう

かということであったんです。それではちょっと少な過ぎるのではないかという心配があるのと、もう一つ、工程表を見していただいたときに、利用者の手続ってというのが、あっち行ったりこっち行ったり、大変複雑であったということで、ちょっとなかなか難しいものがあって、これは何かしらの支援が要るのではないかと考えますが、そこら辺はどのようにお考えですか。お願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、5件ぐらいというところの話からちょっと御説明させていただきます。

この5件といいますのはあくまで想定でございますが、限定されたものではございません。営業許可の取得者による施設の利用方針によっては5件以下にもなりますし、以上にも考えられると思っております。

ただ、件数が多くなれば営業許可を取るハードルが高くなるというふうに捉えていただければと思います。

また、こういった許可を取る方への支援ということでもありますけれども、複数の方が申請に来られるということを想定いたしまして、その方々はほとんどこういった許可を取るのが初めてということも想定はされますので、集めてといいますか、個別にこういうふうな手続が必要になりますよと。で、保健所のほうの許可を取っていただいた上で、このオレンジファクトリーを使っていただく。で、申込み、いわゆる許可のほうを申し込んでいただくという流れを、一連の流れを説明させていただきたいと、このように思っております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 件数のところで、今答弁では、利用許可者のほうの対応ということで、いわゆるK-F r i e n d s側のあれで5件以上でも可能という解釈でよろしいですか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） そうですね。条件といいますのは許可者になります。

ただ、その許可が、例えば総菜、それから一方はお菓子と、そういった形になると非常にちょっと難しいというふうに思っていたいただければと思います。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 新しいことをするのにに対してどのようになるか分かりませんが、できるだけたくさんの方に来ていただいて、たくさんの方の方に使っていただいて、施設を有効利用できるよということ、指導していただきたいと思います。と思っています。

自分の特に気になる場所なんです、公の施設を使って、販売目的で商品を作って販売するところ、これ、同じような民間の商売をしている人、自分で機械を購入されている方から見ると何かしらちょっと問題があるように思いますが、この辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） いわゆる民間の方から見れば民業圧迫というふうな捉え方をされるかと思うんですけども、この解釈につきましては、同種の事業を行う政府、地方公共団体などの公共部門と民間部門の間で公正な競争が確保されず、民間の事業者が不利な競争を強いられるということが民業の圧迫という意味でありますけれども、町内では、このオレンジファクトリーにおきます事業におきましては、そういう競争原理は働いていないのではないかとこのように思っています。

また、この6次産業への参入のきっかけとなります試作販売施設という位置づけでございますので、もうけることを大前提とはしておりませんので、民間業者等から見ましても法的には問題はないかとこのように考えております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の答弁であれば、試作ってところだったら去年の方針のような気がするんですが、そこを変更して販売できるということであれば、もうけるってところは必要なのではないかと思いますけど、これ、どう思いますか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 販売できるという捉え方となれば、当然もうけというふうな形にはなるんですけども、あくまでそこに、オレンジファクトリーに入れます機器類が小規模といいますか、小さな機械でございますので、小ロット、作る生産物にしましても、製品にしましても、小ロットの数でございますので、大量に作るとなればかなりのもうけというふうにはなってくるんですけども、あくまで町にしましても小ロットでの製品販売と、どういったものが売れるかなというところでお



試しという言葉を使わせていただいとるんですけれども、そういう捉え方で使っていたきたいというふうに思ってます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） できる数が少ないということで、それをお試しに売れる。で、売ってみて、たくさん売ればまた自分でやるという、そういう意味合いで捉えさせてもらいました。はい、分かりました。

次に、指定管理の選定方法です。

これ、申請によらない前提で、第4条第1項の1で大丈夫ということで、これ見させてもらったんですけど、性格、規模及び機能により、申請させることに適さないと思われるときとございます。

もちろんこの方法で大丈夫だというのは分かるんですが、これから以降、ずっとこの向こう5年間あると思うんですけど、ちょっとK-F r i e n d sさん側も大変この点は心配されておられましたので、どのようにお考えかお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議員がおっしゃられましたように、今年度は施設の方針転換期ということで、転換後のスムーズな運用を目指していくこともございまして、申請によらない選定としておりますけれども、この定めました施設の方針が軌道に乗りまして、今後運用上、特定の団体にとということ、軌道に乗りましたその特定の団体というのは考えておりませんので、公募による、申請による選定と考えております。この公募による選定は、令和6年度からの予定とさせていただきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 令和6年度から公募によるということで安心いたしました。

次の質問に移りますが、この事業の一番の根幹である第6次総合計画の目標である勝浦ブランドの推進の中で、成果指標でございますオレンジファクトリーを利用した商品化数5品というのがございますが、この目標があまりにも、令和7年度までにとということで漠然としていて、もう少し具体的なものが要るのではないかと僕は考えます。

例えば、商品化した物を道の駅やふるさと納税の返礼品にして、取り入れて販売し

ていくとか、その辺の具体的な目標をこう付随されたほうがいいのかと思います。

商品化して、この総合計画だけを見ると終わってしまいそうな気がしますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議員御指摘のとおり、今現在は5品目の5年後の商品化ということで総合計画には位置づけておるんですけれども、試作の販売施設ということで、その位置づけでございますけれども、もうけることを目的とはしておりませんが、販売額、販売数、利益などの小ロットの数ではございますけれども、そういった目標値に変更することも可能かなということで検討させていただきたいと思っております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） はい、ぜひともお願いいたします。

ほんでね、せっかく方向転換したので、これは先ほども言いましたけど、たくさんの人に使っていただいて、商品化、5品と言わずどんどん作っていただいて販売していただいて、もうける農業、6次産業化ということを頑張っていっていただきたいと思っております。

次に、オフィスかつうらのコワーキングスペースについて質問させていただきます。

一番最初の答弁にありました、5件で延べ12名ということでありました。こちらも少しですが、料金改定されております。これの改定された理由をお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 現在の規定が個人利用のみを想定した料金体系でございました。

それから、使っていただく中で会議、イベント等様々な場面といたしますか、そういったところに柔軟に対応できるようにということで、これらを想定した料金設定を追加させていただいたところでございます。団体で使って、1部屋を複数人で使っていただくという想定でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 少しでも利用が多くなるふうに工夫していただきたいと思

ますけど、そこら辺も原因があったと思いますが、利用がかなり少ないんですけど、原因はどう考えますか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 利用が少ないということは反省すべき点とっております。どういった目的で、どういった施設で、何ができるのかというところの周知不足とっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 周知不足も1つの原因であるのかと自分も思っていますが、今期福祉センター、改善センターともに工事で使えず、夜の会議に困っているという声を聞きましたが、今のところ、このオフィスかつうらについては夜の利用はできませんが、早期予約とかいろいろ工夫したらできると思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 結論から申しますと、今は夜の営業は考えてございません。といいますのは、このテラスを使う、夜も使いたいといった場合には、県が管理をしております講堂、それから講義室等々、研究室も含めて、このテラスの、県の管理下においての会議室等が夜間も使えるというふうになっておりますので、そちらを御利用いただけたらと考えております。

ただ、この利用目的が地域の活性化、にぎわいの創出という条件がついてございますけれども、そちらの会議室を使うに当たっては可能かと思っております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 県のほうの施設は夜使えるということで、またそういう相談があれば案内させていただきたいと思います。

続きまして、オフィスかつうら2、いわゆるサテライトオフィスのほうに移らさせていいただきたいと思います。

昨年度の利用状況、お願いいたします。これ、企画課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） オフィスカつうら2の使用状況でございます。昨年度、施設の見学を8件受入れを行いました。うち、令和3年度のコロナ臨時交付金を活用した視察補助金を申請しての視察受入れは4件でした。

それから、県主催のオンラインでのサテライトバスツアーにおきまして、かんきつテラス及びサテライトオフィスの紹介をしたところ、参加者が15社あったところでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） こちらのほうもコロナ関係で大変苦勞しておるのかと思いますけど、またいろいろあった当初予算でもございましたが、新年度の取組、お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 新年度におきましては、サテライト誘致推進事業を引き続き進めていくところで、財源としまして、新型コロナウイルスの感染症対応臨時交付金を活用して行います。

主な事業としまして、都市部における勝浦町独自の企業誘致セミナーの開催。それから、町内への企業視察ツアーの実施。それから、県主催マッチングイベント等へ参加者へのプレゼンの実施。それから、パンフレットの作成を予定しております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） いろいろと今年度も取り組んでいただけるようなので、なかなかコロナ禍の中、誘致活動も制限されるんで苦勞もあると思われませんが、地道な努力とアイデアが大事ではないかと思しますので、このような時期であります。ぜひとも頑張ってください、1件でも2件でも誘致活動成功できるようにお願いをいたしまして、この質問、1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、2番目の質問として、教員の働き方改革についてということで質問させていただきます。文部科学省により、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が示されました。この概要でございます。

令和5年度以降、内容といたしましては、中学校部活動を休日、いわゆる土日の指

導を、段階的に学校部活動から地域部活動に移行していくことを発表しております。

この資料をよく見るといろいろ詳しく書かれておりますが、その中から抜粋させていただきますと、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきである。一方で、生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である。地方自治体においては、地域部活動の実施のため、必要な取組を行うことが求められるとあります。

この文部科学省の発表を踏まえての質問となります。

今現在の本町、勝浦中学校の部活動の状況、どのようになっておりますか。お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 現在の勝浦中学校の部活動の現状、状況というところで答弁させていただきます。

7つの部活動ございます。各、もうちょっと部員数ということは省きますので、人数を報告させていただきます。野球部が17人、野球部17人です。男子バスケットボール28人。女子のバスケットボール9人。女子のバレーボール13人。剣道、こちらは男女の剣道部ということになりますが、14人。美術、こちらも男女兼用となりますが、7人。最後、7つ目、音楽。音楽ですが、こちらも男女兼用となりますが、6人です。合計94人ということで、全員の方、部活に入っております。

また、部活動と別に陸上ですね。部活とは別に陸上と人形浄瑠璃、活動してるということで学校から報告を受けております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） あと、部活動以外のクラブチームに行かれておる方もいるかと思うんですけど、この辺はどのようになっていますか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 部活動以外のクラブチームに所属している方の人数ですが、4名ということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） それでは今現在、外部指導員、部活動指導員という、部活動指導員やね、という2つの役職があると思いますが、この違いと、現在勝浦中学校においては活用されているのかどうかお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） まず、今議員おっしゃられました外部指導員、あとそれと部活指導員の違いということで、まず答弁させていただきます。

外部指導者ということになりますと、役割としまして、顧問の先生と連携協力しながら、部活のコーチ等として技術的な指導を行う役割を担う立場の方ということになります。外部の方ももちろん担っていただけるというところになります。

一方、部活動指導員でございますが、ちょっとこれ分かりにくいですが、部活動の顧問としてですね。技術的な指導を行い、また外部指導者の役割にもなっておりますが、技術的な指導に加えて、担当教諭等との日常的に指導内容や生徒の様子、また事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の業務についても役割として求められていると、そういった方になります。

ちょっと分かりやすいのが、こうした内容もございまして、部活動指導員は大会等に生徒を引率することができますが、外部指導員は外部指導員だけではちょっとできないというところが大きな違いかなと考えております。

現在、勝浦中学校ですが、外部指導員の方はちょっとおいでもらってません。部活動指導員について、1名の方が男子女子、それぞれのバスケットボール部において活動をしていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 部活動指導員が1名おられるということで、今月のホームページでも町のホームページ、バスケ部の部活動指導員の募集をされておりましたが、これは、いわゆるこの部活動改革の取組の一環でされたのかどうか、お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっとこれ答えになるかどうかなんです、ちょっと経過を申し上げました、今3年度におきまして、実際に先ほど言いました部活動指導員、活躍いただいております。

ちょっとこの方が令和3年度をもちまして、ちょっと終了したいということで、令和4年度にこの後任の方の後をとということで引き続いて、令和4年度に活動していただけるという方をちょっとお願いする、という格好の募集ということで御理解いただければと思います。

先ほど議員からお話ありました、この部活の地域移行ですが、スケジュールで言いましたら令和5年度からスタートかなというところで、令和4年度はその取組の内容等を決定、また実施に向けた準備を行ういわゆる準備期間ということになります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 局長のおっしゃられたとおり、令和5年度からなので、1年まだ早いんですけど、文部科学省の資料の中では、この取組に対して県がモデル校やまた拠点校を作って、その成果を横展開していくような書かれ方をしておりますが、徳島県におきましては、県は地域移行の道筋を指南してくれるのか、またどのような対応をされている予定なのか、お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 県のほうがどういうふうな、これからの方向性を出しておるかというふうなことで、ちょっと地域移行に県のほうがどのように対応する、準備しておるかということの説明会が令和3年12月にオンラインでありましたが、あって、その内容についてちょっとかいつまんで御報告させていただくことで、お答えとさせていただきます。

取りあえず、県のスポーツ関係の団体のほうにつきましてはスポーツ振興課が、それから、学校関係は県教委のほうがそれぞれ説明会があったというふうなことで、私は、教育委員会のほうで説明を受けたことですが、現在、県のほうに、具体的に令和5年度へ向けての今現在、地域移行に向けての、県の事業の具体例といたしましては、3つほど、そのときに説明がありました。

1つは徳島県公立学校運動部活動指導人材バンクというのがございまして、そこで今、令和4年1月4日現在では、53名が登録されておると。

それから、部活動指導員配置事業、これが今、勝浦中学校のほうでも、ちょっと今局長が説明いたしました方の事例でございます。

それともう一点、これが令和3年度の、地域運動部活動推定モデル校というふうなことで、実際に令和5年度からの地域移行へ向けての件で指定校を作りまして、そこで実際に運用しようというところが、令和3年度につきましては4校、4中学校、県立3つと、あと小松島中学校、モデル校となっておって、令和4年度につきましては、小松島中と小松島南中学がモデル校であるというふうなことをお聞きしております。

それから今後、地域移行の道筋はどうなのかと、県のほうでちゃんと指導してくれるのか、指南してくれるのかというふうなことで、このとき、これは後で県のほうに聞いたんですが、県のお答えとしては、市町村の地域性が違い過ぎるということで県が道筋を示す予定はなく、各市町村からの問合せについては、いろんな個別によく似たモデルを示すようなことで対応していく予定でございますというふうな回答でございました。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 県のほうも動いていることがよく分かりましたが、確かに市町村によって違いがあるということで、指南はしてくれないということで、本町といたしまして、この部活動の捉え方というのが一番大事になってくると思うんですけど、部活動の教育的役割というのをどのように考えておられますか。教育長、これお願いします。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） それでは、お答えしたいと思います。

部活動のほうはちょっと専門的になりますけれども、教育課程外の学校教育活動。大きく学校教育の一環だけれども、いわゆる教育課程といいまして、時間割があって、1時間目が何、2時間目が何やいう中の活動、教育活動ではなくて、それ以外のところの、生徒たちが学校におる間に行うところ、広い意味の教育活動の一環であるというふうな捉え方でありまして、生徒の自主的な参加によってスポーツや文化に親しむ。異年齢での活動、好ましい人間関係を作る、教科の学習で得られないような意義があると、そういう教育活動であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。



○1番（花房勝一君） 自分もそのとおりと思います。部活の中で、特に体育会系であればですが、上下関係だったりとか、チームワークであったりとか、いろんな教室では覚えられないことが覚えられるのかと思います。その考え方を踏まえまして、本町、勝浦町では、この地域移行に対してどのように対応していく予定ですか。お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） これも12月の会のほうでちょっと国のほうが示していただいたんですけど、今後、国のほうが運動活動の地域移行に向けまして、その検討会を今後何回か行くと。そして、7月にその提言を取りまとめるというふうなところで、そこで地盤、今後の方向が示されるのではないかと考えておりますので、その内容を受けまして、本町でも検討会議のような形で、移行に向けましての会を持ちたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） はい、議長。国のほうの方針が7月に決まるということで、それ以降国の方針をしっかり吟味していただきまして、この地域移行というのは、中学校の部活の問題だけでは僕はないと思ってます。町内のスポーツ振興について、大きく町全体で考えていってほしいと思っています。このことをきっかけに、行政が中心になりまして、スポーツ少年団、スポーツ推進委員、あと総合型スポーツクラブ、教員の方、保護者の方、関係者の全てで意見を、意見交換を行って、町全体で、中学校のスポーツだけに限らず、いい話合いを持ってやっていってほしいと思いますが、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） 私といたしましても、今議員が述べられたとおりと考えております。今回の地域移行を教員の働き方改革とともに、地方のスポーツ振興にもぜひ結びつけていって、いい方向性を出したいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひ町内のスポーツ環境がよくなるよう、取組よろしく願  
いいたします。

続きまして、3つ目の質問に移らさせていただきます。3つ目といたしましては、  
勝浦病院関係ということで、質問させていただきたいと思います。

またちょっと新聞を読まさせていただいたんですが、昨年10月31日につるぎ町立半  
田病院がサイバー攻撃を受け、身代金まで要求され、ランサムウェアというウイルス  
らしいんですが、約2か月間もの間、電子カルテを使った診察ができず、大変なこと  
になったという全国版のニュースでも取り上げられており、また、ここ数日間でもい  
ろんな企業がサイバー攻撃を受けておるといのが出ております。

このときの新聞の内容を読ませていただきましたところ、自分はいあまりネット関  
係に詳しくはないのですが、4点ほどの問題点が指摘されております。

本町勝浦病院もこのたび新しくなるんでございますが、そちら辺に関しては大変な  
心配をするところでございますので、今回質問に取り上げさせていただきました。

質問内容は、この中の新聞記事の中から取り上げさせもうた1として、同一ネット  
ワーク上のバックアップ体制ではないのか、バックアップ体制はどのようになってお  
るのか。2として、システム管理の専門担当職員は配置しているのか。3として、セ  
キュリティーに関わる危機発生時の対応マニュアルは作成されているのか。4として  
VPNは最新バージョンなのか。一括してお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 勝浦病院の電子カルテにつきましてお答えしたいと  
思います。

まず勝浦病院の電子カルテにつきましては、クラウド型を採用しております。バッ  
クアップやセキュリティーに関しては、委託業者側で管理されております。これは院  
内サーバーで一元管理するよりも安全であるというふうに考えております。

まず1つ目としまして、クラウド側のバックアップ体制、こちらにつきましては、  
不測の事態が発生した場合に備えて、元の環境に戻せるよう、定期的にこちらは常時  
にバックアップを取得しています。

バックアップデータは業務で使用するサーバー群とは別ネットワークに配置された  
専用サーバーに取得しているために、障害発生もバックアップデータは保全されます。

次に2としまして、システム管理ですけれども、病院には電子カルテの管理担当というのは置いておりますが、専門的知識、非常に高い専門知識が必要であることから、対応できる状況ではないと考えております。システムの管理につきましては、委託業者側に委託し、必要な際は連絡する体制となっております。

3としましては、セキュリティーに関する危機発生時の対応マニュアルですけれども、こちら委託業者側にはありますが、当院独自のものは今ありません。今後、県で策定中のマニュアルに倣った形での作成を予定しております。

次に4つ目が、VPN。ちゃうわ、4が。

○議長（美馬友子君） VPN。

○病院事務局長（笠木義弘君） VPN。セキュリティーの高い専用線、VPNにつきましては、IP-VPN、これは通信業者が独自に保有する専用ネットワーク、閉域のネットワークでつないでおります。セキュリティーの高い専用線でつないでいるということでございます。そこまでやね、はい。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 聞いたものの、いろいろ用語、僕も分かんませんが、委託業者がしっかりしているようでありますのでひとまず安心しましたが、最初出てきましたサイバー攻撃で、先月の県議会でも取り上げておられました。僕も見させていただいたんですけど、サイバー攻撃に対する県の取組というのはどのようになっておりますか。

○議長（美馬友子君） 笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 県の対応としましては、このたびの半田病院さんの事故にありましたときに、発生時に注意喚起が書面により当院にもありました。

その後、12か1月に現状のセキュリティー対策についてのシステム調査のアンケートがありまして、それを踏まえて、今おっしゃったように県議会の2月補正で予算がされております。

事務対応マニュアルが作成され、また研修も予定されていると伺っております。こちらにつきましては、具体的には4月以降になるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 県のほうも予算をつけていただいて対応していただくということで、しっかり県と連携を取って、対策をしっかりやっていただきたいと思います。

次に、いよいよ4月1日、新病院オープンとなりますが、コロナ禍の中、いろいろ大変であったとは思いますが、今までに、今まで順調にいったのかどうか、お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 建築に関しましては、予定どおり12月で完了し、現在引っ越しの準備を急ピッチで行っております。

コロナの影響で見学会が2月に予定しとったものが全て開催できなかったということもありまして、決して、順調なのかといいますと、順調ではないのかなと考えて、ただ、4月開院に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 見学会が2月できなかったということでございますが、できるだけ機会を作っていただいて、やっていただけたらと思います。

ほんで、建築に関しては問題なくいけたということでありましたが、費用の面でちょっと質問させていただきますが、新型コロナウイルスの影響もあり、一般会計の繰入れもかなり大きくなっているようであります。新病院となるこの機会に、経営改善というところが一番重要なところであると思いますが、まずその取組、そしてまたオープンに向けての意気込みをお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 意気込みということ、ありがとうございます。

令和元年度には、ある程度のこの経営に関して改善が進められてきたと考えております。

ただ、令和2年度からの新型コロナウイルスの感染症、こちらの影響を大きく受けまして、極端な収入不足による一般会計からの繰入れをお願いした経過がございます。ただ、経営改善に向けての基本的なスタンスというのは、間違っていないのかなというふうに考えております。

経営改善に向けての一番明るい話題、こちらにつきましては、若干ではありますが、各方面からの御協力によりまして勤務していただく医師が増えるということ。こちらは非常勤ではありますが、本年3年度と比較し、常勤換算で0.5人の増を予定しております。この内容としましては混雑する曜日の内科3診体制や、日赤からの循環器専門外来の設置などが可能となります。これらは病院が新しくなり、ハード面でも診療がしやすくなることも大きな要因でございます。

さらに経営を大きく左右するのが、入院患者さんの数ということになると思いますが、酸素吸入設備の充実などのハード面の改善もあり、使いやすくなる病棟で入院が可能となる患者様も増える予定です。さらに新しくなることで、勝浦病院を選択していただく患者様も増えると信じております。

外来、入院ともに増えるであろう患者様、こちらに気持ちよく治療を受けていただき、また入院療養を行っていただき、他の方にお勧めいただけるよう、また職員一同も勝浦病院を使ってよかったねと言っていただけるように、特に接遇研修などを進めておりますし、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 医師の方も若干ではありますが、増え、またこれまで入院できなかった患者様も入院ができるようになるということで、いい材料ばかりであると思いますが、局長の答弁の中で自分としては大変うれしい言葉が出ました。患者様に気持ちよく治療を受けていただいて、また入院治療も行っていただき、他の方にお勧めいただけるようって言われたところでございます。

自分も小さいながら商売をさせていただいております、一番の営業活動というのは、お客様の口コミで紹介してもらえることと思っています。これが常にできると、どんどんどんどんお客様が増えていくと僕は思っています。が、一番難しいところでもあるのかと思いますが、このことを職員全員が心に思い、1人の患者様も取りこぼさず、気持ちよく診察して帰ってもらえるようになると自然に経営状態はよくなるのではないかと考えておりますので、新病院オープン、安心、安全、信頼の医療を提供しますとパンフレットにも書かれております。このことを肝に銘じて頑張りたいと思います。これで3番目の質問を終わります。

次に4番目の質問といたしまして、こすもす保育園の駐車場についてでございます。

これはある住民の方より、朝夕の送迎時に、毎日ではないが、送迎が重なったときに保育園駐車場に入れず、県道でウインカーを出した状態でしばらく待つときがあるということを知りました。

自分も知り合いの方に何人かに聞いてみますと、やはりそのようなことが時々起きるといふことでありました。

県道で待つということは、一般の通行の方にも通行の妨げになっておるといふことになるのかなと思っておりますが、現状はどうか、また駐車場の数と保育園に通われる園児の数はどのようになっているのか、福祉課長、お願いいたします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） こすもす保育園の現状でございます。

こすもす保育園に現状を確認いたしました。

朝の登園時でございます。

登園時には、保護者の就労に合わせて送ってきますので、時間差がありますので、大きな混みはないということでもございました。

夕方の降園のときでございます。

その時間帯に駐車場が混み合うことがあるということでも、毎日ではございませんが、職員が、主に園長とお聞きしております、園庭、また駐車場に出てスムーズに迎えることができるように工夫をいただいているということをお聞きしております。

続いて、駐車場の件数でよろしいですか。

○1番（花房勝一君） はい。

○福祉課長（木村美枝君） 駐車場ですが、職員の駐車場、議員さんのほうが用意をしてくださってる地図の右側のほうに小さく車がずっと並んでいるのが見えるかと思っております。東側のほうです。そちらが職員の駐車場で、16台ほど止めているという、止められるということです。

それと黄色に四角に囲んでおる奥手側に4台ほど車が写っているかと思いますが、その奥の2台分が早出職員が止めているというところです。

そして、裏側、こすもす保育園の裏側に細長く止めるのと、すぐ隣のほうに4台ほど、これは園長と事務の方が利用しているということです。

保育所の保護者の方につきましては、県道側に6台から7台くらい駐車をしているということでございます。

児童数につきましては現在85名でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 児童の数が85名、止められるのが6台と7台では、やはり重なったときには無理があるのかなと分かりました。

そしたら、この地図でもありますが、お隣の小学校が、これ給食センターの土地になるのかどうかちょっと僕分かりませんが、協力体制とかもあるんでしょうか。これは。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今おっしゃっていただいたように、小学校の隣がこれ給食センターになります。教育委員会の管轄でございます。

先ほど、福祉課長からの答弁にもありましたが、現在、保育所への送迎につきましては、このこちらの給食センターの前の出入口、こちらから入っていただき、一方通行の設定ですね。入っていただいて、保育所側の出入り口から出ていただくと、そういう一方通行の設定によりまして、安全を確保しているということになります。

そういったところもありますし、給食センターということで、調理員、シフトを組んでおります。これは、こちらも勤務時間がちょっとある程度、こう、差があるというか、そういったところもあります。そういったところもありまして、時間によりましたら、給食センターの駐車場、数台でございますが、空くこともございます。そういったところには保育所の関係者の方にも車も止めていただいているのが現状でございます。そういったところも踏まえまして、協力体制、自然とできているのではないかと考えております。

ちょっと先ほどの答弁、福祉課長の答弁の補足になりますが、この夕方の保育園の迎えのタイミングでは、小学校の主に低学年、この方たちのお迎えでありますとか、学童の関係者の方もこのタイミングでちょっと合流するというところで、混雑のちょっと原因となっているということでお聞きしております。

もともとあの給食センターの敷地、それほど広くないという現状から協力できる点

も限られてくると考えられますが、今後とも関係者の皆様と協議をしながら、現場の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 先ほど石木教育委員長が言われたように、安全確保というのが一番大事なことだと思っておりますが、今の現状では少し危険があるのかなと思っております。これ、何か解決方法というのはないでしょうか。どちらでも結構ですけれど。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっと私のほうで、先ほど、給食センターもちょっとあんまり実は駐車場ない状況です。ちょっと限られてくると思いますが、例えば学校とかにちょっと協力いただける、これはこれから相談なんですけどね。教育委員会としてはそういったところがちょっと検討できるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 僕なりに少し考えたんですが、この境に塀があったりとか、いろいろ要らないものというか障害物なりのものがあります。そこら同じ勝浦町の持ち物であれば、この塀の意味もあまりないのかなと。撤去してしまっただけ、少しでも工夫を凝らしたら、何台かは置けるのではないかと思います。

それとまた、これまたちょっと管轄が違ってくるんですが、農村婦人の家が今解体されて更地となる予定で、今のところ予定は決まっておっしゃられておりましたので、そこらも駐車場としての有効利用ができたらと思っておりますが、それはどのように考えますか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、ちょっと議員から、2点ほど御提言あったと思います。

この、こちらのブロック塀ですね。ちょっと私も確認しましたところ、もともと給食センターができたときに、もっとう、囲むような格好でできた聞いております。ただ、今の格好になったのは、やはりちょっと車の出入りのために、ちよっとうい



う格好で、撤去を準備していったということで、こういう格好、形になってると、至ったというところと聞いております。

このブロック塀撤去なんですが、基本的にそういう考え方でしたら、給食センターのある程度判断ちょっとできるのかなと考えておりますが、実際保育園の関係者の方含めまして、ちょっと御意見伺ったところ、現段階では子供さんの侵入が逆にちょっと防げてるということで、むしろ残しておいてもろたほうがいいのではないかというお声を聞いておりますので、そういった点も踏まえまして、今後慎重に、何でしたら検討してみたいと考えております。

また農村婦人の家の跡地のほうですが、ちょっとまだ内部のほうで協議とかができておりませんので、今後の検討課題とさせてもらえたらと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 塀があったほうが良いと言うのなら、ちょっとそれは仕方のないことかと思えます。

農村婦人の家のほうも有効利用ができたかなと思っております。子供がね、たくさん来ていただいております。この子供たちというのは本町の宝物だと自分は思っております。1人でも多くの子供たちに気持ちよく保育園に通っていただくため、その環境整備というのは自分たちの役目であると思っておりますので、関係者皆さんでお話をさせていただきまして、この、やっぱり道路で待つという状況を解消するのが一番だと思いますので、福祉課、教育委員会、それぞれ話し合ってください、解決に向けて取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

最後お願いします、お二人に。

○議長（美馬友子君） お二人。

○1番（花房勝一君） はい。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 私もあの保育園のほうに勤めておりましたときから、この駐車場に関しましては、待つていただくということもあった現状も少なくはなかったかと思っております。

そういうときに保育園、今回も園長のほうが自ら外に出て、そういうふうな指導も

していただいているというところです。

それと東側のほうに職員の駐車場は止めてあります。そちらも保護者の方に使っていただいても大丈夫ですということもおっしゃっていただいております。

それから、教育委員会とのほうとの連携というところで、小学校のピロティのほうの駐車場のところを、職員に行事等のときには置かせていただいて、そして保護者の方に職員の駐車場を空けているというふうな工夫もしていただいているというところでございます。

今後もそういったできることに取り組んでいながら、園の意見も聞きながら、また保護者の方の意見も聞きながら、協力して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、福祉課長からも答弁ありましたが、教育委員会としましても、関係者の方と協議をしながら可能な取組を行い、子供の安全確保、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひとも早期に話し合いしていただきたく、また問題解決に向けて頑張っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは5番目、最後の質問です。

これも徳島新聞より取り組ませてもらいました。

野上町長、2期目の当選時のものでございます。2期目に対しての抱負として掲載されております。

自分も実際に事務所開きや出陣式、また当選時の町長の挨拶の中でも聞かせていただきました。

自分にとって、3年前初めてこの場に立って一般質問したときにも取り上げさせてもらった課題であります。

町長の今回の発表を大変うれしく思っておりますが、当初予算の中、また町長の所信の中にもございませんでした。

というところから推測いたしますと、まだ町長の頭の中だけの構想であるのかなと

はと思いますが、どれぐらい具体的な物ができているのかっていうのは分かりませんが、自分も含めて町民の方たちはかなり興味を持っておられると思いますので、今言える範囲で、どのような公園をいつ頃までにという、作ろうとしておられるのか、また新聞でもございました防災機能というのはどのようなものを考えておられるのか、町長お願いします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 何も忘れていたわけではない。私としても早くやりたいという思いはございますが、勝浦病院、病院本体は完成しましたが、まだ解体外構工事が残っている。

それから、星谷橋の改築工事につきましても、今年度は令和4年度からかかってくるということでございます。

このような大きなプロジェクトが続き、財政状況等を検討しながら、できれば町民の声を聞きながら、どういったものにしていくかというような構想は作っていきたいと思っております。

もしできれば、お金のかからない状況で、まず町民の意見等を聞いていくということから始めていきたいと思っております。

それで、前々から議員もおっしゃるように、若いお母さん方の御意見の中で、子供たちと一緒に遊ぶ、特に小さな子供たちと一緒に遊ぶような公園が欲しいというのは私も前々から聞いております。そういった思いはかなえたいという思いでございまして、それから、今、道の駅周辺、ビッグひな祭り、またこれから生名のほうの勝浦さくら祭りと大きなイベントが続きます。駐車場の状況を見ますと、満車状況というのは、土曜日、日曜日には続いているというような状況もあります。こういったことの解消というようなことも1つ。

それから、防災公園というのは、防災というのは、いろんなことが考えられると思うんですが、まず避難場所としてのやってくる場所。これは財政面からもそういったことを標榜しておくということが、後々、公園整備にかかるときには、財政面での財政支援という面での非常に大きな役割を果たすのでなかろうかと思っておりますので、その辺り御理解を願えたらと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 大きな費用をかけた病院なり、これからまた星谷橋と続く中、財政面はかなりきついと思われませんが、ここは町長の腕の見せどころではないかと思っております。

これは僕からの提案になりますが、早くふるさと納税や企業版ふるさと納税を軌道に乗せていただいて、公園整備や恐竜での町おこしという目的を作っていただいたら、かなりの金額が僕は集まるのではないかと思っております。できるだけ早く早期実現に向けて、いろんな方面から取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

これも最後、答弁要りませんが、生名地区の課題となっております生名谷川バックウォーター対策も、公園整備事業とともに考えていただけたらなと思っております。

これをお願いいたしまして、以上で、1番議員花房の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で1番花房勝一議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により休憩いたします。

13時30分から再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

4番仙才守議員の一般質問を許可いたします。

○4番（仙才 守君） それでは、議長の許可をいただきましたので、4番議員、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

通告表の内容なんですけれども、ちょっと変更がありまして、光ケーブルの料金改定と活用策についてというところで、活用策は高齢者福祉、教育と産業って書いてありますけれども、これは取るようにします。オンライン診療は聞いてみたいと思います。

それから、ついでに言うと、下の避難所の整備というところ。トイレについては何も聞いておりませんので、これも削除ということでお願いをいたします。

それでは、始めたいと思います。

最初の、妙な写真が出てますけれども、これが一般質問にどう関係するのかという、

ちょっとはっきり言うことはできんですけども、面白いので入れました。

ちょっと説明をしますとね、NHKの「激動の世界をゆく」という番組がありまして、このケニア編というところが、時間があつたんですけども、その中で、マサイ族がスマートフォンを使い出したと。ここの人たちは、基本的には伝統的な生活を送っていると。その中にスマートフォンが急に入ってきたと。こういうような状況らしいです。

なので真ん中の、上段の真ん中を、絵は、今までは角笛を吹いて遠くの人を呼び出していましたが、入っとうでしょう。最近では、SNS、Facebook、YouTube、Instagram、何でも見れますと書いてある。本当にこれ使ってるわけです。ここの部落は、電気が来てない。それで、太陽光発電でバッテリーに電気をためて、それでスマホを充電してると。こういうことでした。

ものを買うときは電気マネー。電子マネー決済も日常。ケニアの96%の世帯が電子マネー決済を利用しとるという話です。95でなしに96ちゅうところが信憑性があるわけですよ。これが、質問の内容には特に関係ないんですけども、紹介です。

それから次のページは、これはちょっと関係すると思います。

徳島新聞の読者の手紙。これはね、先月ですね、2月8日。85歳の男の方ですね。2年前に脳梗塞で入院をしたと。その機会にYouTubeちゅうものを見せてもらって、そういうもんがあることを知ったと。それで使い方を教えてもらった。それから、自分が脳梗塞について勉強してみたり、それから、趣味の俳句をやってみたり、いろいろなジャンルのものを視聴したと。一番最後のところですね。これからも健康を維持し、さらにジャンルを広げ、YouTubeでいろいろ学んでいきたい、充実した日々が送れて本当に楽しいって書いてありましてね。皆が皆こうはいかんのかも分からんですけども、一つの目指すところだというふうに思うわけ。

年を取ってもですよ、向学心と言ったらおかしいですけども、自分の興味の赴くところによって、いろんな情報を得て、楽しい日々を送れたら、こんなええことはないわけで。老いる暇がないというか。行政が目指すところはこれじゃないかと。全てが全てこれじゃないですけどね。一つの方向があるなというふうに、この記事から思ったわけです。

最近ではね、いろいろな機械が、テレビなんかね、出てきて、一番左のリモコンは、

これ私の家のリモコンなんですけど。Y o u T u b eはチャンネルを選ぶような感覚で操作ができます。それから、マイクがついててね。NHKのニュースちゅうたらね、NHKのニュースなったりします。その右側には、いろんなリモコンがありますけれども、大体Y o u T u b eとかはついてる。ものによって違いますけどね。

便利な世の中に段々となってきたら。ただし、そうなったからというて、先ほどのこちらの方のように、こうなる、Y o u T u b eを楽しんで、どんどん前向きにいけるかったら、それはそうでないかも分かりませんがね。道は開けているというふうにするわけですね。

そこで、質問に入りたいと思います。

まず、光ケーブル、料金改定と活用策についてと。広報かつうらの2月号に、今、画面に出ている案内が出ました。ケーブルテレビサービスの変更案内と。下のほうにですね。どこだったかな。町が一月当たり600円を助成しますというような内容が出ております。公費を投入して600円って、インターネットに接続しない方に助成をするのと。

これも、公費投入というのはかなり難しい決断だったと思うんですけども、やっていただいて、私も、自身も、実際に高齢者の方、あるいはインターネット今まで使ってこなかった方に、どのように配慮するかということを考えてときに、この方法しかないかなというのはちょっと思っていて。予算案には賛成をしたいと個人的には思っています。

じゃ、何で一般質問にしたんぞというたら、次のページやね。

何か、あんまりきれいな画面ではないんですけども。チラシが入っていました。これ3月号かな。広報かつうらの3月号に入っていて。この中に、600円を助成しますと。その代わりT Aを回収、ターミナルアダプターですね。これを回収しますと書いてある。そうすると、どういうことが起こるかという、インターネットに接続できない、町内の無料電話も使えないと。こういうことなんです。

ちょっと待てと。私は思ったんです。インターネットの利用率100%を目指すというようなもんもあったと思うし、それから、先ほどの方のように、高齢者がね、インターネットを使おうと思ったときに、すぐに使えない。そういうチャンスがあったときに。ちょっと離れて見るとですよ。公費を使って住民が不便になる。そんなお金の使

い方というのはどうだろうと思ったわけです。

そこで、ちょっと聞いてみたいと思ったわけですね。これはですね、アンケート結果なんですけど、何でインターネットを使っていないんですかと。インターネットを普及するために必要と思うものは何ですかということを探ねて、アンケート結果と。集計してましてね。これが何年前だったかちょっと忘れちゃったけど、もう随分たってますけどね。四、五年前じゃないかと思うんですが。生活に支障がないという人が一番多い。何ができるのかよく分からない。それから、必要と思われるのを見ると、操作が簡単にできる、もっと簡単にできるようになってほしいというようなこと。あるいは、すぐ教えてくれる人がおるといいねと、こういうのがあります。

要は、支援が必要だということ言ってるんだと思うんです。

それから、さっきのリモコンの写真を見ていただきましたけれども、全体の状況も、簡単につながるようなね、だんだんと少しずつよくなっているというのはあると思うんですけれども、そういうことが言えるかと思います。

これは、勝浦町の第6次総合計画の表紙です。

テーマとして、住み続けたい、帰ってきたい、暮らしてみたい。こういうのが書いてあるね。誰もが幸せを感じられるまち、阿波かつうら、いうて。そんなことも書いてありますけれども。

この帰ってきたい、暮らしてみたいというところを考えたときに、私の家の場合です。子供たち、あるいは孫が、家に来て最初に言うのは、ゲーム機やタブレットをWi-Fiに接続してくれって、こう言うんですね。やっぱり、そういうのがすぐにできる環境というのが必要なんじゃないか、というふうに思っております。

そこで、ちょっと順序がね。ここの局面で一つ質問してみたいんですが、福祉課長。この前の予算説明の中で、高齢者に何かタブレットで脳トレをしたと。そのときの様子をちょっと説明してくれたと思うんですけれども、どんな様子で、どう思ったかね。その辺をちょっと話をさせていただきますか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今年度、タブレットを活用した脳若トレーニングを各地区で実施いたしました。

指導して下さる方が、タブレットを初めて使われる方は、と質問をされ、初めて

の方でも心配は要りませんよ、今日皆さんは帰りにはタブレットが欲しくなっていますよと言って、楽しくスタートをさせていただきました。そしたら、本当に帰りには、このタブレットはどこで購入できるのか。また、幾らぐらいするものなのかと、目を輝かせて質問をされる方もおいでました。

今回アンケートにも御協力をいただいたのですが、デジタル機器、スマホ、タブレット、パソコンを利用していますか、の質問には、約6割の方が利用している、約4割の方が利用していない、という回答でございました。

また、デジタル機器を使ってどのようなことをしてみたいかの質問には、音楽、動画、情報検索、買物が約5割を占めておりました。

今回参加していただいた方の感想でございますが、ときどきして来たのですが楽しかったです。家では1人だもので、ありがとうございます。また、脳の衰えを感じました。しっかり鍛えなければと実感いたしました。また、久しぶりに楽しく地域の方と会ったり、会話したりと、楽しく過ごさせていただけましたと、うれしい感想をたくさんいただきました。

しかし、コロナ禍で家に閉じ籠もり、外に出ない日常が続くと、自分から進んで参加はしない。近所の方が誘ってくれたので行こうかな。結果、楽しかったということになった現状もございました。

人とのつながりの大切さを感じるとともに、新しい知識が入ってくること、できないことができるようになる喜びは、年齢に関係なくうれしいものだなと、改めて感じさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） ありがとうございます。

やはり福祉課でね、実施したような試みを、もう少し早くやればよかったなというふうに思いました。

それでですね、質問に入りたいと思います。

これですね。まず、料金改定の目的ですね。特に600円を助成するということを決めていただいた、その理由。それから、ターミナルアダプターを回収する。何となく分かるんですよ、理由は。理由は分かるけれども、取りあえず聞きたいと。



それから、もうついでに言うときます。申請した、ターミナルアダプターじゃなくて、600円をね。今使っていないから、今まで使っていないからということで、インターネット。助成を申請してきた高齢者世帯からの、ターミナルアダプターの回収というのはやめるべきではないかということ。

それで、それを言う、私が考える理由の一つが、参考資料って下に書いてありますが、65歳以上の御夫婦の単独世帯、これがね、358になってました。令和2年の国勢調査ですけどね。ただ、同居して、若い人と同居してる人を除いてこうなりましたんで、予算内には入るなということ、ちょっと確認をしたわけなんです。高齢者で、高齢者だけの世帯でインターネットを使ってない方、割合多いんじゃないかと。相関があるなということで、そういうこと言ってるんですけどもね。

以上、この質問に対してもう一遍に結構ですから、回答をお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 御質問にお答えたいと思っております。

まず、1点目でございますが、450世帯の根拠ということでございます。

○4番（仙才 守君） はい。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほう、業者のほうの利用状況、通信状況のほうから、約65%の方がネットを利用していると推定できるということで、加入世帯から算出したものでございます。あくまで推定ではございますが、450世帯ぐらいは最大であるのではないかなということで、予算をお願いしているものでございます。

まず、料金改定の今回の目的ということでございますが、あくまで今回の料金改定の目的については、デジタル社会を推進するに当たり、1ギガサービスをオプションで提供することに合わせて、引き続き安価な価格帯でインターネット利用環境を維持することでございます。

ターミナルアダプターを回収する理由でございますが、ターミナルアダプターにつきましては、町の所有物でございます。調達するのにコストもかかっております。必要であれば回収し、新規加入者への利用など、インターネット利用促進へ有効的な活用をと考えています。

それから、やめるべきではないかということでございますが、こちらのほうは、サービス提供業者と相談もさせていただいて、そういったことが必要になったというふ

うなことで、お願いをするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 600円の助成の理由。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 600円につきましては、以前、3プランで、2,000円、3,000円、5,600円というプランをお話しさせていただいた。それで、2,000円でテレビとIP電話ということで御説明をさせていただいたと思います。1,900円でテレビのみというプランにつきましては、他町村とかの状況とか勘案して、少しでもテレビのみ見られるように、100円でも安く助成をすることを必要と考えて、600円と設定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） TAの回収ということを業者と相談して決めたと。業者については、何というんですか。もともと収入を確保、保証してるわけですから、別に相談する必要はなかったと思うがね。相談しても構わんけれども、大した意味はないと。

問題は、行政をどう考えるかということ。TAを外してどうするんだ、というふうには私は思うんですよ。

先ほどの読者の手紙読んでも、高齢者の方がそれで元気になって、そうしたら家族の方も喜ぶだろうし、地域も、あるいは行政そのものが受益者になると思いますよ。高齢者が元気になるっちゅうことは。

TA取ってどないするんか、そのスタンスがね分らんのです、僕は。公費を投入して住民が不便になる。その選択を何でしたのかと僕は聞いたんだ。業者と相談して決めたいうて、そんな答えはないと思うよね、僕は。

まずここでね、町長に聞いてもいいですか。今の議論どない思うか。スタンスが問われとるんです、町政の。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） テレビのみ視聴する方に対して600円の助成をすると。そして、その方はターミナルアダプターを回収すると。福利の公平性というものと、またターミナルアダプター、課長の答弁でもありましたように、その後、ケーブルテレビ等に加入する方に対してのところに、町有の所有物として貸出しもできると、活用ができ

るところで、今回そういうことで決めさせていただきました。

それが、広く、そのターミナルアダプターをその都度購入するというようなことでなく、それが活用できるのであればいいのではないかという判断でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 大した理由ではないな。もうちょっと。いや、あんまりこう、ここでね、責めるようなことは言いたない。もう一回考え直してほしいということだけ言っときます。

私が言いよること、そないおかしいこと言いよるけ。行政っちゅうものをどう考えていくかということと言いよるわけよ。

それから、今の答え。というか、再検討できるかどうかだけ聞いときます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 町としましては、今年度の4年度の当初予算として、先ほど福祉課長が申し上げました、脳若トレーニング等でタブレットの面白さ、インターネットの活用の面白さというのものを知っていただくと。それに合わせて、タブレットの操作方法の事業も新しく始めようといったしております。高齢者向けでございます。

こういったことに関して、多くの高齢者が使っていただけるというようになればありがたいかなということとを並行して、町としても取り組んでおります。

そこで、やはりどうしてもそういったことにはできない、インターネットを使うようにはならないというような方もいらっしゃるんでないか、というところで今回こういった判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 判断変えんちゅうわけやな。

公平性とかね、いうのは、何ていうかな、コロナのあの給付金とかあったでしょう、いろいろ。950万以上だったらどうの、以下だったらどうの。行政が何かしようと思うと、全ての人に公平いうのは無理なんよ。

だから僕は高齢者に対して、予算内で済むんなら、高齢者を対象に、高齢者以外の方もいると思うんですよ、それは、高齢者にはいかん世代もね。ほぼその65歳以上の

高齢者であれば、御夫婦ですよ。かなり相関関係があるなと思ったんで、これを提案したわけです。

そりゃ、この今年度の5月末にはやね、NTTドコモの5G、勝浦でサービスするというから、TA要らんわという人、それはおるでしょう。

そういう人は、それはテレビだけの料金にしてあげたらええと思うし、テレビ要らんわという人も出てくる。出てきますよ。もうネット同時配信がありよるんですから。いろんなケースに対応して、それは考えてもらわんといかんと思いますけれども。高齢者世帯を対象にする場合は、TAは置いといてあげるべきですよ。子供さんやお孫さんとテレビ会議で交信をするときもあるだろうし、そういう機会が多いならね。

難しいと思うんですよ。町長先ほど言われたように、全員がそれは無理ですからね。もうどうしてもできない層はあると思う。

けれども、TAの有効利用のためやと、そんなんもうくだらん話ですよ。ちょっと言葉が悪うなったらいかんから、ここら辺でやめますけれども、ぜひとも再検討してほしい。行政の姿勢が問われとると思って再検討してほしいと思います。

俺聞いたとき、大分腹立ったのよ。はい、一応これは、これでおきます。

次に、光ケーブルの活用についてということで質問をしたいと思います。

いろいろ、光ケーブルというのは使い勝手は、活用についてはいろんなケースが考えられて、コロナ禍になってから、オンライン何とかという、オンラインっちゅう言葉が流行したと思うんですよ。

だから、教育分野でも産業分野でもね、いろんな活用事例があると思います。積極的に使うていかないかと、こういうふう思うんですけども、その中の一つとして、オンライン診療について質問をしたいと思います。

今、新聞記事が出てると思うんですけども。オンライン診療の初診が解禁された。これはね、コロナが始まったときに、暫定的にコロナ対応として、初診もオンライン診療いいですよというのが出とったんですけど、このたび、これはいつのやつかいな。これ3月7日、今月ですよ。正式に初診のオンライン診療を解禁するという記事が出とったわけです。

私個人的にはね、初診はやっぱ直接見てほしいなと思うほうなんですけど、かなり踏み込んでると思います。

オンライン診療の、ようけいろいろ書いてあるから、次のページ行きます。

県立海部病院の事例ということで、いろいろ書いてありますけれども、これだけ見たら、なかなかすぐにはね、みんながするのは難しいなという感じが私もしとるんですけれども、私個人的には、慢性疾患、いわゆる高血圧持ってますんで、いつも薬もらいに行くだけですから、オンライン診療は自分でやってみたいと思っとるんですけれども。

そこで、質問ですけれども、オンライン診療について、県内の状況、簡単に結構です。それから、勝浦病院はどうしようと思っとるか。それについての課題はどんなものがあるか。一遍にお答えください。

○議長（美馬友子君） 笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） オンライン診断につきまして、お答えします。

まず、県内の状況ですけれども、これが今年の11月現在で、厚生労働省のほうが出しているものですが、県内で219の医療機関がオンライン診療できますよということで報告をしています。

周辺というか、県内の自治体病院関係ですと、海南病院さん、半田病院さん、それから、県立3病院、あと日赤さんだったり、大学病院、徳島市民病院などが、オンライン診療ができる。また、各診療所辺りでもできるようになっております。

それから、初診の話です。初診でもできるというふうにお答えしてるのが、全部ではないです。公立病院の関係ですと、半田病院さん、それから、上勝診療所さん、それから、北川診療所、木頭診療所辺りと。全てではないと思いますが、初診でもできると回答している病院でございます。県内の状況、その辺りでございます。

それから次に、勝浦病院の現状と今後の方針ということですが、現在、勝浦病院でオンライン診療は行っておりません。これは、電話やオンライン診療では、診断や処方が困難な場合があるということです。

ただ、先ほど委員からも御指摘のとおり、2年の4月10日、厚生労働省医政局医事課事務連絡におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての、電話や情報通信機器を用いた時限的、特例的な取扱いについてで、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならない。また、診療の際、できる限り過去の診療録、診療情報提供書、それから、地域医療ネットワークまたは健康診断の結果等により、当該患者の基礎疾患の情

報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品、いわゆるハイリスク薬として診療報酬における薬剤管理指導料1の対象となる薬剤の処方をしてはならない、などの条件はあるものの、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により、診断や処方をして差し支えないというふうになっております。

このことから、生活習慣病などで比較的症状が安定しており、仕事などが忙しく、通院が難しい患者様の再診については進めるべきだと考えております。

ただ、医師が直接顔色を見る、それから、触診をするということは非常に大切なことだと思いますし、医師の判断で来院を勧めることというのも多くなると考えます。

また、オンラインにより、処方の後、薬局の薬剤師による服薬指導についてもオンラインとなり、その後、御自宅に薬が郵送されることとなります。郵送などのコストもかかることもありますので、来院可能な方については、できるだけ来院いただけたいというふうに考えております。

また、医師とオンラインでつないだ診療については、人件費をどうするのかなど、医師とオンラインでつないで、逆に病院に医師がいない状態でもオンライン診療が可能かどうか、というのも今検討、院内はしとんですけれども、なかなかその人件費の問題などで、検討の余地、ハードルがあると思いますが、検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

院内でも、オンライン診療については一つの把握材料と、アイテムとして利用したいというふうには考えておりますが、今、時期についてはまだ確定はしておりません。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 今の話は分かるところもあるんですが、大体、病院側の事情で、コストじゃなんじゃで判断をしたというふうに見えるんだけど、まず患者から考えたらどうかちゅう視点がちょっと欲しいと思いましたね。

10年間同じ薬もらいよんのにやね、一月ごとにずっともらい行かないかんわけですよ。それはもう全く行かんちゅうんではないけれども。薬を送るのにコストがかかるいうたら、それコストを回収すりゃええんですよ。ドクター確保の補助手段にもなると思いますよ。こういうのを手がけていかないと。

東京の医者が見てね、診断をして、勝浦の病院内で処方して、注射したりね。あるいは薬はその辺でもらうとかいう、ちょっと極端かもしれんけど、県内のドクターであればね。

もちろん医者探しは一生懸命やらないかんのですよ。私はそこを否定してるわけではないんですけれども、やっぱり幅広げといたほうがええと思うんですよね。外国人が来たときでもね、全部勝浦病院で対応できるかったらできんでしょう。オンラインでやる。そういう道も開いておかないと、対応できんと思いますよ。

いや、何ちゅうのか、法律がどうなっとうか知りませんよ、法律が。でも、最終的にはそうなるんですよ。今できん理由をいろいろ言いよるだけだと、僕は思います。

支払い方法はね、一つの問題があると思いますけどね。来てもらうたら必ずそこで取れると。支払いどうすんのやちゅう話はあると思いますけどね。これ、前から言われとったことで。電子マネー使うとかね。マサイ族も使しようわけですから、できんことはないと思いますよね。

もう一回、何か言うことはありますか。はい、どうぞ。僕が言うのもおかしい。

○議長（美馬友子君） 勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 申し訳ございません。

先ほどコストの話若干させてもらったんですけれども、郵送とか、あと薬剤の指導料、こちらについては病院側のコストの話ではなしに、患者様側にコストが高くなっていくというお話をさせてもらったつもりでございました。申し訳ございません。

病院としましては、これから一つのアイテムとしまして、積極的に利用したいというふうに医院長申しておりますので、そういう形にやっていきたいとは思います。

すみません。よろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） はいはい、結構です。今後前向きに検討していくというような回答でいいわけですね。

そうしましたら、これはこれでおきたいと思います。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

避難所の整備ということです。今出ております画面は、昨年のみかん会議の質疑を出しております。この中で、避難所の数がちょっと足りないんだというような答弁が

あったかだと思います。それで、新年度の予算で、避難所の整備に関する予算が出てくるかいなと思ってたら、あまり入ってなかったんで、ちょっと質問をしようというふうに思いました。

ちょっと字が細かくて申し訳ないんですが、これは勝浦町の避難場所の一覧表です。関係ないところは取ってありますけれども。これを見ますとね、45か所指定をされております。45か所全部、地震対応ができてるような書き方になってます。

洪水については、つかるところがあるんでしょうね、これ。外してありますよね、大分。そういう表の作り方をしております。

それですとね、まず質問ですけれども、避難所一覧では全ての場所が地震時の避難先となっているが、耐震対策はなされているのか。

例えば、リストナンバーの44番、最後から、後ろから2つ目ですね。坂本の八幡神社。これは地震時の避難先として指定されているが、戦前の建物、いや、私も戦前の建物だって知ったのは昨日なんですけど。昨日、地神さんがあって、当夜行っと思ったんで、そしたらそのように言っていました。85年前に本殿を改築したと。そのときに、旧の本殿を移築というか、その形のまま引っ張ったらしいんですよ、横に。そして、社務所にリフォームしたと。かなり古いわけです。

これがほんまに地震対応、地震が来たときの避難所になるんだろうかと、こういうふうに思うわけやね。だから、そういう目でそれ以外の避難所を見たときに、例えばお寺とかいろいろありますよね。かなり古そうな建物もあるわけで、見直しが必要じゃないかというふうに私は思いました。

それから、2番が、全町的に避難所が不足している。これさっき言うたこっちゃね。一緒のことや。

今後の整備計画はどうなってるか。整備せないかんということなのか。足らんと言うよったけんね。必要性があるんじゃないかと私は思ったんですけども、そこについて答弁をお願いしたい。急がにゃいかんのでないかと私は思ってます。

それから、水害で避難命令が出たときに、例えばですよ、坂本地区の住民の避難先。これが集会所しかないんですけれども、具体的にはどこ行くんかということですね。一番近いの町民体育館なんですけれども、そこへ行けという話なのかどうか。

それから、これは前回の質問と同じで申し訳ないんですが、災害の種別によっては、



坂本の体育館やふれあいの里さかもとというのは、災害の種別によってはというのは、例えば洪水時なんかの場合ですね。避難所として使用できるんじゃないかと。今外されてますけどね。そういう質問。しつこいんですけど、もう一回聞いてると。

それから、最後は、これは勝浦町民体育館と改善センターは洪水時安全かというのは、これ単に私の疑問なんです。この上から見た図をね、出して。下の写真は、横から、これ私が撮った写真ですけれども。水面から2メートル50から3メートルの間ぐらいだろうと思います。高さが。これでね、大洪水来たときに、ここは大丈夫なんかいなど、単純にそう思った。

なぜならですよ。これちょっと。今こう矢印であるこの辺りの家、あるいはその県道のこの南側ね。全部ね、水面からいうたら、七、八メートルあるんですよ。で、ここだけが低いので、大丈夫かなと単純に思いました。

昨日たまたまその話になったときに、年配の方に聞いたんですが、ここには昔は町立病院があつて、それに水が来たことはないと思うとかいうふうなことを言う人もいましたけどね。大丈夫ですかという念押しの質問です。

この1番から5番までについて、まとめてお答えをお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まとめてということですので、こちらのほう案を作っておりますので、そのまま説明させていただきたいと思います。

まず、坂本体育館につきましては、急傾斜における土砂災害警戒区域であることから、避難場所等に指定することはできないと考えております。

平成28年熊本地震で大きな災害が発生した益城町や高森町、近隣の上勝町、佐那河内村に確認をいたしました。神社、寺院は、指定緊急避難場所には指定をされていないというような現状が確認をできました。ただし、勝浦川の洪水時には、坂本神社や円城寺は指定緊急避難場所として機能をしますので、地震と洪水の区分分けをし、現在見直し中であります勝浦町地域防災計画の中で、整備を図っていきたくと考えております。

住民が避難する場所が少なくなり、制約をされてしまいますが、令和4年度のタイムラインの学習会を通じて、住民の皆様にも現状を認識してもらい、遠方避難、車中泊などの具体的な避難方法を考えていただきたいというふうに考えております。

それから、町有の公共施設につきましては、耐震基準、それから耐震診断が必要なものにつきましては診断をさせていただき、改修ができていますというふうに思っております。

民間施設については、耐震診断の確認等が取れていないということでございます。

漏れてる部分があったら、また御答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（仙才 守君） 全部答えたんかい。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 5番目の町民体育館と農村環境改善センター。こちらのほうは、現在1000年に一度、最大浸水のハザードマップにおいても、浸水しないというようなデータが出ているというふうに思っておりますので、現在、現時点におきましては、避難所として安全であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） はい。安心しました。町民体育館と農村改善センターね。ここが避難の、何ていうんですかね、中心になるのかな、ここは。役場の移転先とかなっておるんで、どうかなと思って聞いてみました。大丈夫だということで一安心をしました。

地震と洪水の区別をして運用していくと。こういう話やったんですけども、しつこいんですけども、坂本の体育館は洪水のときは安全なんじゃないかと思うんですよ。ふれあいの里やって、洪水のときに、あそこに水が来るようなことはないと思うけれども、どうなんですかね。

それから、この地震で全部、地震、丸になっとなは、戦前のやつもあるから、ちょっとおかしいんじゃないですかというふうに僕は聞いたと思うんですよ。それはどうなんですか。区別をするんなら区別したらどうですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 坂本体育館においては、確かに洪水について浸水はしないというふうに思っております。しかしながら、洪水時、大雨等の想定がされると思っております。そちらを、急傾斜地における土砂災害警戒区域であるということから、避難場所等に指定することができないというふうに思っております。

それから、こちらの一覧表のほうでございますが、現在、地域防災計画の中で見直し、整備を行っていきたいと考えておるところでございます。

全ての施設において、民有施設でございますが、確認をできているという段階ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） そうしますと、もう一回見直すということによろしいんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 避難所につきましては、こちらのほう、地域防災計画の中で見直していきたいというふうに考えております。

非常に重要な事項であるということは認識はしておりますが、なかなか進んでいかないという現状でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 答えがなかったら、もうしようがないんですけども、整備計画ですね。足りないという認識があったと思うんですよ。それは強化していかないかんものじゃないかと思うんですけども。それは見直しの中でできるというふうに考えとるんですか。見直しっっちゃうのは整備をするっちゃうこと。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まずは、現状の施設、確認を取っていききたいというところでございます。新たな整備計画等が具体的にあるわけではございません。

それから、緊急指定避難場所としては、何とか現状的には足りているというふうなところではございますが、十分ではないのではないかとというようなところで、確認をしたいというところでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） ちょっと分かりにくいんですけども、整備計画というのをきちんとね、する必要があるということだけ指摘しておきます。もうこれはいいです。

次の質問、もう行きます。

これ、私初めて限界集落ということについての質問なんです。今までにもこういう質問をしたことがないんですけども、現状と対策についてということでお聞きしたいと思います。

限界集落というのは、人口の50%以上が65歳以上の集落になります。勝浦町もいつの頃からか、65歳以上の人口が何%ですというのが広報かつうらに出るようになりましたね。もう20年ぐらいなつとんかなとは思いますが、

ただ、限界集落という概念が出てきたのは、古い話ではないというふうに思いますけれども。きちっとした定義があるわけではないんだろと思うんですが、65歳以上で人口比50%以上のところを限界集落というという言い方しております。

それで質問なんですけれども、これは徳島新聞が2016年に出した記事なんですけれども、右側のほうですね、表が出ております。それで、勝浦町は集落が16あると。その中の2つが限界集落ですと。こういうようなことなつとんです。

これを勝浦町がそのように届けたのかどうか、そこまでもう確認は取っていないんですけども、私が思ったのが、この2か所はどこだろうかと。いや、分かるんですよ、大体は、そうだなというのは。それから、いつ頃から限界集落になったのか。それから、現在は16のうちの2で済んどんかと。それから、これが1番目ね。

2番目として、勝浦町16にしとんですけれども、例えば、勝浦とよく人口が似ている、状況も似ているといいますかね、神山町。これ、集落が216って出てるんですね。16と216じゃ大分違う。十倍から違うわけです。何かこう、カウントはそれぞれが自由にやったんじゃないかと思うんです。本町の場合は16でやってる理由は何なんですかと。細かく管理しない理由。特にないや言うかも分からんですけど。したほうがええんじゃないかという意見もあろうかと思うんですよね。

この2点。

その前にちょっと先説明しとこうか。

16のうちの2つが立川と、それから坂本じゃないかなと疑ってございまして。坂本のことをちょっと調べたんですけど、この30年間で、勝浦町の人口は大体3分の2になったわけです。66%ね。その間に坂本は46.6%ですね。半分以下になった。

最初の10年間の間に何が起こったかという、坂本バイパスが開通したんですね。その20年前に何が起こったかという、坂本小学校が廃校になったというのがあるんで

すけどね。そういう行政的なことが原因でどっと減ったのか、時の流れなのかというのはあると思うんですけども。いずれにせよ、坂本はかなり減った。

それを如実に示すのが空き家の数です。六十何件カウントされてて、大体人口、今四百名ぐらいなんですけれども、中津のと大体同じぐらいの人口なんですね。それで、空き家の数を見ると4倍から違うということで、どんどん減ってるなというのがこういうところに現れてきてるわけです。

これ、総務省のね、資料で、「過疎集落の現状と今後の取り組みについて～中山間地域の過疎集落で一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくり～」と。これ、徳島じゃないかと思って。景観がよく似てるからね。見たら、高知でした。これも論文みたいなのが、報告書が出てるわけです。

もう一個、島根大学の先生がね、出した、「過疎地域の実態と解決すべき課題」というのがあって、こちらのほうにちょっと面白い図表がありましたので見ますとね。人口というのはどこでもですが、今指し示すようにこの曲線で減っていくわけです。最初の段階が規模縮小期。それで、機能縮小期。これを限界集落と言うというふうに定義、この人は定義してるわけですね。機能喪失期。それから、誰もおらんようになったと。ぽつんと一軒家ってやつですね。

規模縮小の段階で「むらおこし」をやると。限界集落になってきたら「むらのこし」ということで村を何とか残してこうというような動きになって、その後はもうしょうがないと諦めて、「むらおさめ」と。「むらみつめ」という、そんな言葉があるかどうか知りませんが、そういうふう書いてある。

坂本は限界集落になってるんじゃないかと思うんですが、この機能の縮小というのはですね、徐々にこう落ちながら、ある段階からすっと落ちる。こういうふうな経過をたどるといふに、この先生は言うてるわけですね。なるほどなという感じがして、我々はどの段階だろうというのが逆に心配なった。

それで、元の質問に戻ります。

1番と2番ね。これについて、これ、住民課長かいな。お願いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） まず、2か所がどこかという御質問でございますが、当時の調査の回答資料が手元にございませんで、はっきり分かりませんが、事前に議

員のほうから、坂本地区の高齢化率。高齢化率というのは65歳以上人口の総人口に占める割合を高齢化率と申しますが、それが50%をいつ超えたのか確認しておいてくれという依頼がございまして、調べましたところ、平成25年11月に高齢化率50%を超えておりました。

このときに、同じく高齢化率50%を超えていた地区がもう一つございました。立川地区でございました。さらに調べましたところ、立川地区は平成23年11月末、高齢化率が50%を超えておりました。

以上のことから、調査上の2つの2か所というのは、立川と坂本であろうということが推測されます。

現在の状況ではございますが、令和4年2月末現在で、高齢化率50%以上の行政区は、黒岩地区、棚野地区、立川地区、与川内地区、坂本地区でございます。

続きまして、集落数のことではございますが、総務省自治行政局過疎対策室の資料によりますと、「「集落」に決まった定義はなく」、「目安を示すことは難しい。」と書かれております。

議員のお示しの徳島新聞に掲載された限界集落の元となっている調査は、総務省と国土交通省が平成18年から実施しておる、過疎地域等の条件不利地域における集落の状況に関する調査によるものと考えられます。この調査は、その後、四、五年に1回の割合で、平成18年の経過を見るための調査として行われており、平成18年度に設定した集落の人口の状況を報告するようになってございます。

集落の設定については、平成18年調査で行われておりますが、15年以上前のことであり、集落設定の正確なことは不明でございます。推測にはなりますが、本町では、行政区ごとに神社を中心に祭りが以前から行われており、地域のまとまりとして運営されてきていることなどから、行政区を集落と判断したのであらうと思われま。

また、本町は道路インフラが早くから整備されており、少々距離があっても集落として成り立ってきたことも理由としてあったのではないかと推測されます。

集落の考え方は、今申しました点からも、現状では妥当であると考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） あんまり妥当でないと思うけど。

ちょっと驚きました。棚野とかね。50%を超えてるとは思わなかったもので、急速にこういったことが進んでるんだなというふうに、びっくりします。

いろいろ言いたいことがあるけど、1つだけ。そしたら、勝浦町全体が限界自治体になる時期というのはわかりますか。分からんだらあれですけど。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） すみません。ちょっとそれは分かりかねるところでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 棚野がそれだったらですね、もう5年とか10年以内には確実にになりそうな気がするんですけど。今、45か6かな。

実は、時間いけるか、那賀町とかね、牟岐町か。神山は当然なっとうし、上勝もずっと前から限界自治体になっとなですよね。勝浦なんかは大丈夫、かなり頑張れるんじゃないかというふうには思うんですけども、多少射程距離を長くして、その辺りも見といたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それともう一つ。それはいいですわ。集落を16で見ているのが妥当というのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。坂本だけでいいましてもね、十に分かれてまして、それぞれに神社があるんです。だから、地神さんをするちゅうたらやね、それぞれのところでしよるわけですよ。特に黄檗なんかは、もともと自治体が別自治体だったちゅうようなこともあって、私の考えではね、もう少し細かく見た方が実態が見えるんじゃないかというふうに思ってます。

それを、住民課長はそうじゃないと、こう言ってるわけですけども。これは、副町長か町長か、これについてはどのように思われますか。集落の見方ね。今の見方でええんか。それとも、もう少し細かく見たほうが実態が分かりやすいんじゃないか、ということ言ってるわけですよ。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 指名されてないですが。

○4番（仙才 守君） 指名してないか。そんなら、誰指名した。

○副町長（山田 徹君） 集落の見方については、議員さんももう御理解されているように、いろんな取り方があろうかと思います。一つちょっと言葉の上での使い方と

して、限界自治体というのはどうであろうと思うんで、分かりやすくお話しされたんだらうと思いますけれども。

一応、限界自治体、限界集落というふうな部分につきましては、地域のコミュニティーが守れなくなっていくというふうな部分が、で、五十何％、50%以上というだけではないというふうには感じております。

先ほど、住民課長からもお話しさせていただいたように、勝浦町は早くから道路インフラが発展をいたしまして、かなり離れたところで二、三軒の家でも、例えば地神さん、いろいろあるとは思いますが、大きな祭り等は、今の行政区で行われていると思います。その行政区単位で、各地区が、地区の総会をやって、進めてきているような状況であるのかと。

仙才議員さんがおっしゃられる、限界自治体というふうな感覚というのは、多分その自治ができなくなってくる。多分、今、例えばですけども、それぞれの坂本地区、与川内地区、中山地区、それぞれ行政区ございますけれども、その役員さんがなかなかできにくくなっている。何回か、何年も続けていく、あるいはローテーションを組んで何回か回ってくる、というふうな状況が若干出てきているというか、問題になりつつあるような状況にはなっていると思います。

そういうふうなことから考えると、あまりにも小さな、先ほど言われた特異なところはあろうかとは思いますが、町としては、やっぱりそのそれぞれの行政区が守れるのかどうか。そこから入って、極端な話ですけども、行政区の統合ということもあり得るのかなと。

ただ、その中にはコミュニティーを守るために変える、住民の方が顔合わせてお話しもできる、集まれる、そういうふうなところがやっぱり考え方の一つになるんじゃないかと思えます。

そういうふうな意味からいうと、今の16の行政区で、取りあえずそこらから見ていく。そして少し離れて、その地域から離れてしまって、道路インフラによってもつながりがなかなかできない。そういうふうな方については、福祉施策、あるいはその地区でのつながりをどう考えていくかというところで、全体を見ていくようなことは必要で、今後は必要になってくるんじゃないかなというふうには感じております。

ただ、町といたしましては、今の16行政区が、できる限り存続できて、地域のコミ



ユニティーがまとまれるようなところを中心に考えていく、ということで進めていく意味では妥当でないかなというふうには考えております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 勝浦の道路インフラがよく整備されてるほうだというのは、私もちょっと、そない思うてなかったんですけども、よく見るとそうなんです。国道もなきや、高速道路もない、鉄道もない、何じゃないっちゅうんが勝浦かいなと思ったんですけどね。神山は国道があるんですけど、そこはもう見方なんです。集落機能が維持されていけば、それはいいんだと思います。

坂本の事例でいいますとね、集落、十に分かれてるんですけども、祭りが維持できなくなって、お祭りが、おみこしさんかたげんとかなくて、6つに集約して、それでずっと続いたんですが、今3つになってる。3つでしてね。その状況に応じて、そういうふうに変えながら、集落の機能を維持していったというのが実態でございます。

今回初めて質問した限界集落っちゅう切り口で、ちょっと質問をしてみました。分かったような、分からんような質問で申し訳ないですが。

最後に、これは徳島新聞の記事なんですけれども、「「集落機能に支障」半数超 外部人材活用が鍵」というふうに書いてあるような記事がありまして、これはまさに坂本の状況でありまして、集落機能としては、ここはイベントをいろいろやったりして、よく新聞に出たりしてるんですけども、新聞やテレビで取り上げられることが多いんですけども、実際は、坂本の人やってる、全部がやってるわけではなくて、外部の人に来ていただいて、やっとその機能を維持していると。やっちゅうたら、この坂本区民に悪いんですけども。実態的には、かなり外からの支援を得てやるといふことが多いので、本当にそうだなと思ったんで、この記事を資料の中に入れてみました。特にこれで質問というのはないんですけども、また後で読んでいただけたらというふうに思います。

最後に、4番目。企画交流事業で、これ、構わんかな、質問。かつうらみらい創生事業というのがあって、去年で、今年か、で終わったんですかね。予算がなかったと思うんです、来年度。

それで、総括と今後の展開と。展開あるかないか分からへんけど、薄い字にしとい

たんですが。ちょっと芸が細かいな。

それをお願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） みらい創生事業についての、これまでの取組と今後についてでございます。

これまで、みらい創生事業としましては、平成28年度から6年間実施してまいりました。それまでに17件の事業を採択しております。

この事業につきましては、平成27年10月に策定した第1期の総合戦略の基本目標で掲げた、個性豊かな魅力ある安全なまちをつくることを目標にして、住民が自主的、自発的に行うまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を町が補助することで、まちづくりへの思いや、提案を実現することを目的として支援を行ってまいりました。

採択事例としまして、初年度に、住民の安心、安全な暮らしをテーマとした勝浦町防災資材の設立準備組織化事業など5件を皮切りに、さかもと元気ネットワークの着物祭りや、坂道マラソンなど、新たなイベントの創出により、地域の活性化と町内外への発信などで、交流人口の増加も生まれたところでございます。これは、総合戦略のK P Iに掲げた、主要なイベントでの交流人口の増加や、新たなイベントの創出に目標としておりました数値を上回るもので、ある一定の効果があったと考えております。

ここ数年におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベントなどの開催が中止、縮小などが、状況が大きく変化したこともあり、事業開始から6年を経過したことから、令和3年3月に新たな総合計画、総合戦略も策定したことも踏まえ、令和4年度中に計画の趣旨に沿った内容の見直しを行いたいと考えております。

イベント補助など、ほかにも補助金等もありますので、それと合わせての見直しとなることと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 何らかの形で、発展的にですけれども続けてほしいなというふうに思ったものですから。今後の話は聞けなかったんですけれども、やってよかつ

た事業ということなんで、ひとつは安心しました。

ちょっとう、未来を見据えたような試みが、もうちょっとあったらよかったなど。イベント助成事業みたいな感じにしてほしかったなって。いや、それでお金もらったほうですから、私も。自分の文句言うようですけども、みらい創生、失敗するかも分からんけれどもやってみた、というようなものに対する助成というぐらいのことは、あってもよかったんじゃないかというふうに思っております。

私の質問は、これで終わりました。御清聴ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、4番仙才守議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。15時10分から再開いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時07分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

3番瀬戸直一議員の一般質問を許可いたします。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 議長の許可をいただきましたので、3番議員瀬戸直一のひな会議の一般質問を始めさせていただきます。

まず、地域公共交通についてお尋ねします。先のカン会議で、全般的な地域公共交通体制整備について、オンデマンド交通の導入、コミュニティーバスなどなど見直していきたい、具体的な位置とか方向性などは今年度会議をもう一度持ちまして示していきたいと考えていると答弁をしておられます。

どういった結論が出されたのかお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 質問にお答えをさせていただきたいと思うんですけども、現時点で、会議の開催はできていませんので、結論、方向性のほうはまだ出ておりません。申し訳ございません、この点につきましては、おわびを率直に申し上げたいと思っております。

現在、会議を開催するための資料を取りまとめており、現時点では、3月24日に会議を開催したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ということは、今、何も申せないということなんでしょうね。じゃ、3月24日に会議をして、ほんなら夏の議会で、また一般質問で聞かしていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 公共交通については、人口減少や少子高齢化等を踏まえ、早期に道筋を立てる必要のある重要な課題と認識をしております。具体的な時期等につきましては、現在決定しておりませんので、申し上げにくいですが、できるだけ早く開催をしまして、どういった形で進めていくのか、勝浦町にとって何が一番適しているのか、費用面から、それから地理的条件から交通手段、地理的条件から検討をし、各課長の意見も聞きながら進めていきたいというふうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ぜひともいい結果が出せますように、注視していきたいと思えます。夏の、もう一回質問でさしていただきたいと思えます。よい結果が得られますように、よろしく願いいたします。

そして、次の質問なんですけど、これも今の公共交通に関してのことなんで、ちょっと聞いてみてください。

車の免許が、免許、車がなくても移動に困らないまちづくりを、推進をということで、国土交通省は令和3年度版M a a S、M a a S推進支援事業を公募しました。目的は、新たなモビリティサービスであろうM a a Sの全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保、充実や公共交通機関の位置、活性化だけでなく地域課題の解決に寄与すること、高齢化により運転免許を自主返納する人が増加傾向です。車がないと不便であるという声が多く聞かれます。

マイカーを持たない住民の足をどう確保していくか、ドライバー不足や路線維持のため、2017年度より全国各地で自動運転車実証実験が、自動走行合同実証プロジェクト、経済産業省、国土交通省、内閣府のもと開始され、少しずつ実用化に向けた取組が進んでおります。

日々の買物や通院などに困らないよう、新しい次世代型移動サービスM a a Sの導入が考えられます。企業主導の取組や自治体と交通事業者などによるモデル事業もスタートしています。人口減少、少子高齢化に対応した重要な課題ではないでしょうか。次世代型サービス、移動サービスM a a Sについての本町の見解をお伺いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員の質問の次世代型移動サービスM a a Sについての見解でございますが、本町においては、導入を調査、研究すべき1つの手段であることは認識をしております。しかしながら、現時点で本町にとって最適な方法ではなく、導入のほうは難しいと考えております。

まずは、その手前の基盤となる仕組み作りが重要と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） このシステムは、国が主導でやっておられると思うんですが、取りあえず仕組みをね、もっと研究してもらってね、使えるもんは使っていただくようにしていただけたらと思いますが、それをお願いして、次の質問に移らさせていただきます。

このM a a Sの概要なんですけども、ちょっと後で、また、ちょっと同期してなかったんで見とってください。

次に、防災観念についてお尋ねします。来年度からマイ・タイムラインの作成、福祉面からも要介護者などの名簿作成、こういった取組をするということで、これはぜひとも行っていただきたいと思えますし、ぜひ協力して取り組みたいと思っております。

そして、各地域地域で活動できるような各地域の自主防災組織にも、ちょっと予算をつけていただきまして、自主防災組織が自分の地区は自分たちが考えて活動できる、そのような体制づくりをしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 自主防災組織につきましては、本町の重要な組織であるというふうに思っております。重要な役割を担っており、訓練などをするに当たり、様々な要望もあると考えられますので、お話を伺って対応をしていきたいという

ふうには考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 自主防災組織と地区の区長さんなり、三役さんなり、住民を交えて、マイ・タイムライン作成をよろしく願いいたします。

次の質問に参りたいと思います。

次に、住宅用火災警報器を10年ぐらい前に補助金で全戸に配布していただけたと思いますが、この警報器の電池と機器本体寿命が10年ぐらいということで、まさかるときには鳴ってくれるとみんなが思っていると思いますが、電池がない、機器の不具合で鳴らなかった、逃げ遅れる可能性があります。命を守る大事な機器なので、町としてはどう対処されるのか、今後の方針はということでお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 御質問に御答弁をさせていただきたいと思います。

住宅用火災警報器につきましては、消防法の改正により平成23年6月1日から全ての住宅で設置が義務づけられております。本町において、平成21年度に国の緊急経済対策事業を活用し、火災警報器の普及啓発を促すことを目的に設置事業を行いました。設置事業から十数年経過し、耐用年数が切れる時期ではありますが、故障等により取替えが必要となった場合には、居住者において取り替えいただくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 各個人で取り替えなさいよということなんですね。最低限ね、独居老人宅とか非課税世帯さんとか、配布することはでけんのですか。誰しもね、そんな高いもんじゃないんやけん、普通の収入のある人はね、1台ぐらい買ったって5,000円もせえへんもんなんやけど。これがね、鳴ると思って日々生活してるわけですよ。ほんだら、独居老人宅であつたらこの点検もできないわけですよ。

ほんで、鳴ると思うとるんやけど、鳴らなんだ、ほんだら、逃げ遅れる。そういう場合があると思われるんです。やけん、そこら辺をね、ちょっとこう加味してもらって、どうにかできないものか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 繰り返しの御答弁で非常に申し訳ないのですが、こちらのほう、平成21年度に緊急対策事業活用して普及啓発を促すことを目的に設置事業を行ったものでございます。法律の改正により、当然義務づけられておるものというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） これね、そしたらね、点検するとかいうんはできないんですかね。結局、多分、あんまり使ってないんでいけるとこはいけると思うんやけど、あかんところもあるんですよ。ほんで、これはいつまでいけるんかって言うたら、これはもう保証ができない。ほな、普通の、私らであつたら替えようと思やすぐ替えれるんですけども、そんな天井上にあるやつを、ほんなら独居老人が替えれるかっていつたら替えれないんですよ。ほんなら業者に頼むしかない。業者に頼んだら手間賃が要る。ほんならこれを町のほうが点検をね、ボランティアでもええんですよ、見てくれへんか、何や自主防災組織に頼んで、回ってくれへんかとかいうような、ほんな対応はできないんですか、町長にお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今、防災課長のほうからもありましたが、これ初めに、国の緊急経済対策事業を活用してということで、間もなく始まるそういった住宅での火災報知器を設置するというような普及計画を促すために設置した、たしか私どもの家に配られて自分でつけたというような経過はあったかと思えます。ひもが伸びとって、それを引っ張ればテストができるというようなものでなかったかと思えます。

これ、消防法等で義務づけられとうというものですので、新しく家を建てるというようなところでは、必ず設置しなければならない器具ということになっているかと思えます。そういった面で、それを町がするという事になれば、何かの目的がなければならぬかと思えますので、そういったことを検討した上で、どうするかということを決めさしていただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 何かの目的がなければできないということなんですね。何かの目的をつくってくださいね。ちょっと見守りたいと思います。もう私自分で行ってあげたいぐらいです。

次の質問に移らさせていただきます。

次に、沼江バイパスについてお尋ねします。沼江バイパスの進捗状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 沼江バイパスについて質問いただきました。工事中の沼江バイパス西側の現道の合流部でございますけれども、上部から3段目までの山切りやのり面対策工事が完了しており、現在、4段目の切土工事を実施しております。上部から切土とのり面対策を繰り返して工事を進めておるといふふうに県から伺っております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 工期としては計画どおり進んでいるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 県は、現在工事を分割して発注をしており、工程については、県予算の執行に基づいて順次上部から繰り返して切土をしていかなければ工事は進まないというふうに伺っているということでございます。計画というのはバイパスの予算に基づいて、順次進めておるといふところでございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 計画どおり進んでいるということで、これ、終わりはまだ見えないんですかね。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。完了して共用開始時期の話になるのかなと思いますけれども、県にもこの辺りについてもおよそ見込みはというような形でお聞きもしておりますけれども、現在のところ完了時期というのはお答えをいただけてないというところでございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） まだ、もう少しかかるということで。ほんで、今ちょうど最



終の掘削をしてるんですが、この工事の残土処分はまだ上へ、あれ積めるんですかね。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。東側の残土処分場でございますが、南に用地を積みませ方改修をいたしまして、処理量を増やす計画に見直しておりますけれども、それ以降の変更はしておりません。計画どおりに進んでおると思っております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 同じようなことなんですけど、その処理量は計画どおり進んでるということで、答弁なんですけど、私の思った以上に高く積んでいるように見受けられますが、計画どおりなんです。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。計画どおりに進んでおるということでございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） この残土場のね、下流には民家と農地がありますが、危険性はないんですよね。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。この残土場につきましても、道路盛土工指針に基づきまして町が計画した排水計画や盛土計画によりまして、県が整備をしておるところで、指針に基づき実施しておるため安全に管理できると考えております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） この残土場の跡地を防災広場ということで計画をしていると思いますが、これ、R3年若あゆ会議で答弁しておられます。このまま進められるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） はい。前回も御質問いただいておりますけれども、今後予定をしております星谷橋関係の取合工事におきましても盛土材が必要なため、工事間流用が難しい場合には、搬出ものとしても検討するということでございます。発生土の仮置場や防災広場としての活用が考えられると思います。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 次に、この残土場に公衆トイレを造るとか、何かできないん

でしょうか。阿南方面からも町内へ来られる人もいますし、お遍路さんも通られると思います。どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） トイレ整備につきましては現在は考えておりません。フェンスや門扉等については、必要に応じて検討をしたいというところでございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 最後に、このバイパスののり面に、2期工事と同じように、芝桜の植栽をしてもらうようお願いしていただけないでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 以前にも御質問いただいております沼江バイパス、2期工事ののり面、ナカテツの北側でございますけれども、県において芝桜を植栽されて、県のロードアプト事業や、現在でおきましたら官民協働事業により、主は地元の芝桜会には清掃美化活動を行っていただいております。また、同様の取組ができるように昨年、県に要望をしております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） ありがとうございます、要望していただいて。

次に、沼江石原パイロット園地の利活用についてお尋ねします。園地の区画割りということでお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 区画割りということでございます。園地を2区画、各6,000平米、6反余りになりますけれども、2区画に分割をして貸し出したいと考えております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） そしたら次にね、これ新規就農者などに貸し出しするということで、条件、応募要件、応募方法をまとめてお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） まず、就農者の条件でございます。農業を志す新規就農者を最優先に考えております。その新規就農者が見つからなければ、範囲を拡大

いたしまして、経営規模拡大を希望する町内の就農者も対象としてまいります。それから応募要件でございます。農家を目指し地域の方と調和の取れる方で、その中で1つ目には町内に移住する新規就農者、その次に町内に住所を有する新規就農者、この方々を、まず1次募集を行いまして、そこで申込みがなければ経営規模を拡大する、拡大を希望する町内の就農者も含めて、2次募集を行いたいと考えております。

それから、募集の方法につきましては、現在、町のホームページに案内はさせて、掲載させていただいております。そこで申込書の様式等も入れておりますので、ダウンロードいただきまして、もしくは、もちろん農業振興課のほうでも用意してございます。こちらの申込書を、必要事項を記入いただきまして御持参いただくか、また郵送で農業振興課までお送りをいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 次に、新規就農者に貸出しすると、それから、水のあれも対応すると。対応じゃないわ、上げるつつったんか、新規就農者にもね。だけど、新規就農者の、この倉庫とか貯蔵庫はどうされるんですかね。倉庫もない、だってトラックだけでは、多分これ、早生ミカンでもないし、あれでしょ、ミカン、晩生なんでしょ、植えとんが。熟成ミカンのつもりで植えとんだろうと思うんですが、これ貯蔵庫がなかったら厳しいんじゃないんですか。

どっか貸してくれるところはあるんでしょうか、細かいことでちょっとすみませんが。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 貯蔵庫ということでございますけれども、必要な方には、こちらも探していかなければいけないんですが、まず1つ、今現在、パイロットの下側といいますか、旧の勝浦高校が使っておりました倉庫と、それから貯蔵庫が併設されてあるわけなんですけれども、こちらの貯蔵庫ですね、もし必要とあれば、県とも協議をいたしまして活用させていただけないかと、そういったところを利用者の方の要望に、要望をお聞きして対応に当たりたいと考えております。

ただ、倉庫については、近年、貸付業、有償でということになっております。貯蔵庫については、まだ協議はいたしておりませんが、その辺で希望があれば、町も入りまして協議をさせていただけたらなと思っております。

もし、そちらを使わないということであれば、また貯蔵庫については、空き貯蔵庫といえますか、そちらをちょっと考えていかなければならないと、このように思っております。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） この前の、県が持つてる今の倉庫及び貯蔵庫、貸していただけるんやったら借りていただいて、何とかできるのであれば払下げしてもらって、ね。ちょっと交渉よろしくお願いたします。そうせんと、新規就農者やから何もないわけですよ。あっても車1台ぐらいしかないんで、ちょっとミカン作るには厳しいだろうということです。

次に、うちの協議会のほうからの提案なんですけど、このB区画の元山1の12と1の14の間に車の回転場を造ってくださいと。そうせんと、ミカン作りにくる人と、あそこで、もともとパイロットで仕事しておられる方が、こう鉢合うから対向できないです。回転場をちょっと造つてほしいなということなんです、これは要望です。

次に、その他注意事項としてはということで、この新規就農者は、年齢制限が50歳以下で設けてますよね。新規就農者がいない場合、1次募集、2次募集しておられない場合は拡張、規模拡大する、町民に貸出しをするということなんですけど、これも年齢制限をつけんと、ミカンって5年や10年最低かかりますよね。ほいでね、借主が六、七年後に何らかの理由で耕作できなくなるとかね、いろんなことがあると思うんです。じゃけん、6年目にね、譲渡するっておっしゃってたけど、6年目に耕作しよう人はもらいます、ほんだら、もらいますけど、これ、でけんようになったけん、第三者に売りますよっていうこともできるわね、もろとんやから。ほれではね、転売転売になってしまうおそれもあるんじゃないんですか。

じゃけん、ほういうところにね、ちょっとね、制限をね。第三者には売ってはいけませんよとかという制限をつけとかんと、転売転売になって、買った人は第三者やから、私は買ったんじゃと、ほやけん、どこへ売ろうと勝手にないかってこういうような、なるじゃないですか。だけん、ほういう制限をね、つけておいてほしいと思います。

ほんで、最終的に協議会といたしましては、農地としてね、使ってくれる分には異存はないと言ってます。だから、町はどこまで管理してくれるんかちょっと分からな

いけど、よい結果が出られるように期待しております。

以上をもちまして、3番瀬戸直一の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で、3番議員瀬戸直一議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時46分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員